

# 第1章 調査目的と内容

## 1. 1 背景と目的

建設工事から発生する汚泥については未だ、再生利用と称する不法投棄や不適正な処理事案が多く見られるが、この適正処理と併せ、適正利用を促進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の特例であるところの再生利用に係る都道府県知事及び政令市市長（以下「都道府県知事等」という。）による指定制度の活用への促進に向け、平成17年度建設汚泥再生利用基準等検討調査を実施し、「建設汚泥再生利用基準等検討業務報告書」として取りまとめられた。

本調査は、当該調査報告を踏まえ、都道府県又は政令市における建設汚泥の再生利用指定制度の具体的な事例について調査し、今後の建設汚泥に係る再生利用指定に反映させるための基礎情報を得ることを目的とし、再生利用指定制度の実態把握を行ったものである。

## 1. 2 調査項目

本調査では、自治体に対し、アンケート調査を実施し、建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況等を把握した。なお、アンケートは103自治体（47都道府県、56政令市）に送付した。また、回答内容に関して特徴的であった自治体に対しては電話による補足ヒアリングを実施した。さらに、建設汚泥を排出する土木・建築工事の代表的な施工業者（3社）へのヒアリングを併せて行った。

- 1) 自治体へのアンケート調査（全国の都道府県、政令市対象）
  - ・実際の再生利用指定制度の指定状況等の現状把握
  - ・具体的に指定された再生利用例、再生利用の内容の基準、再生利用を行う者の基準、再生利用を行う施設の基準、指定のための留意事項等の関連情報
- 2) アンケートデータの解析
  - ・自治体への補足電話ヒアリング
  - ・代表的事業者へのヒアリング
  - ・アンケートデータの解析

## 1. 3 調査フローと調査期間

### (1) 調査フロー

本調査の検討フローは図 1-1 に示すとおりである。

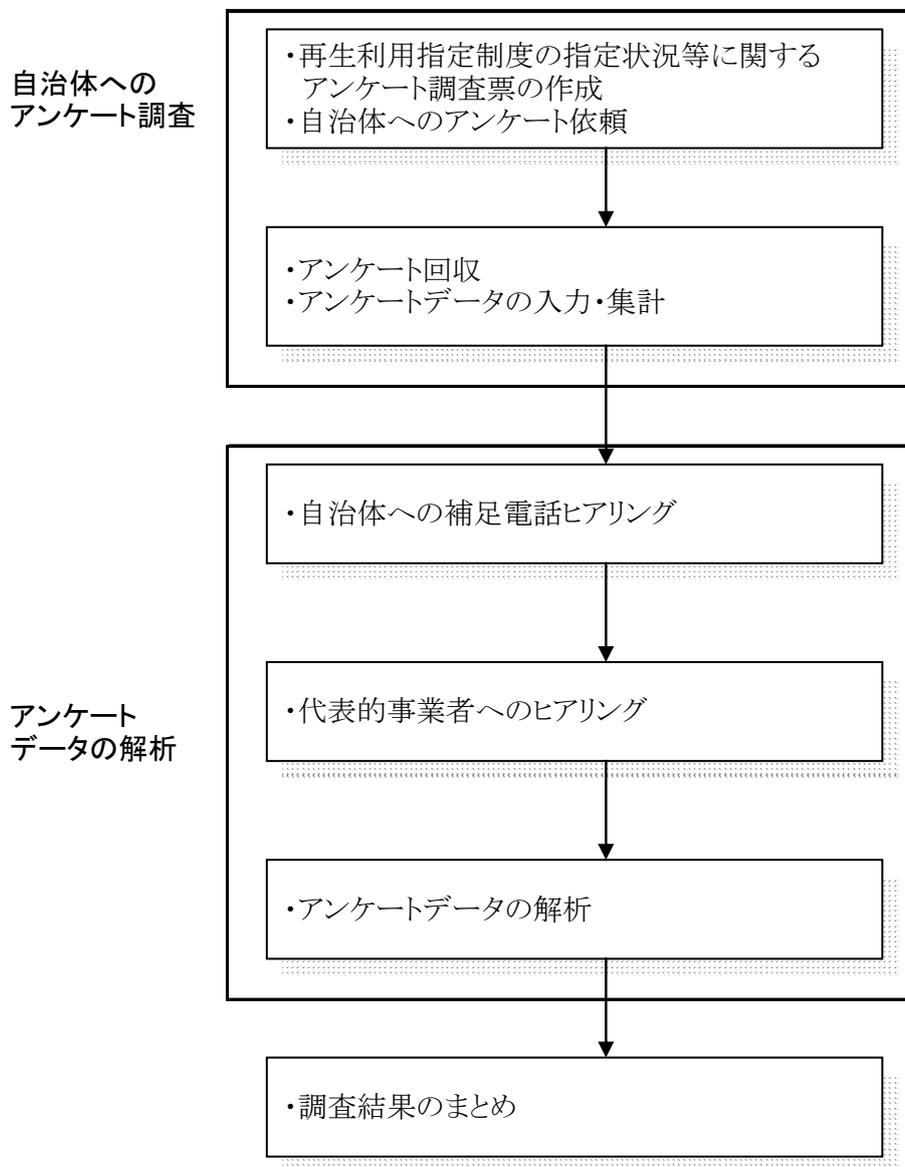


図 1-1 本調査の流れ

### (2) 調査期間

平成 18 年 12 月 27 日～平成 19 年 3 月 30 日

## 第2章 自治体へのアンケート調査

都道府県及び政令市における建設汚泥の再生利用指定制度の指定状況や今後の活用意向ならびに活用上の問題点等を把握するためアンケート調査を行った。なお、アンケートの依頼文書や調査票については巻末の資料1に示す。

### 2. 1 アンケートの回収状況

47 都道府県、56 政令市に送付したアンケートは全ての都道府県及び政令市の協力が得られ全件回収された。

表 2-1 調査対象自治体一覧

調査票番号	調査対象都道府県	調査票番号	調査対象政令市
1	北海道	50	旭川市
2	青森県	51	札幌市
3	岩手県	52	函館市
4	宮城県	54	仙台市
5	秋田県	55	千葉市
6	山形県	56	横浜市
7	福島県	57	川崎市
8	茨城県	58	横須賀市
9	栃木県	59	新潟市
10	群馬県	60	金沢市
11	埼玉県	61	岐阜市
12	千葉県	62	静岡市
13	東京都	63	浜松市
14	神奈川県	64	名古屋市
15	新潟県	65	京都市
16	富山県	66	大阪市
17	石川県	67	堺市
18	福井県	68	東大阪市
19	山梨県	69	神戸市
20	長野県	70	姫路市
21	岐阜県	71	尼崎市
22	静岡県	72	和歌山市
23	愛知県	73	広島市
24	三重県	74	呉市
25	滋賀県	75	下関市
26	京都府	76	北九州市
27	大阪府	77	福岡市
28	兵庫県	78	大牟田市
29	奈良県	79	長崎市
30	和歌山県	80	佐世保市
31	鳥取県	81	熊本市
32	島根県	82	鹿児島市
33	岡山県	83	岡山市
34	広島県	84	宇都宮市
35	山口県	85	富山市
36	徳島県	86	秋田市
37	香川県	87	郡山市
38	愛媛県	88	大分市
39	高知県	89	松山市
40	福岡県	90	豊田市
41	佐賀県	91	福山市
42	長崎県	92	高知市
43	熊本県	93	宮崎市
44	大分県	94	いわき市
45	宮崎県	95	長野市
46	鹿児島県	96	豊橋市
47	沖縄県	97	高松市
		98	相模原市
		99	西宮市
		100	倉敷市
		101	さいたま市
		102	奈良市
		103	川越市
		104	船橋市
		105	岡崎市
		106	高槻市

注：表中の 103 自治体の  
全てから回答を得た。

## 2. 2 アンケートの集計

今回の全都道府県、政令市（103）から回収されたアンケートを集計した結果を以下に示す。なおアンケート回答データ一覧は巻末の資料2に示す。アンケートデータの解析結果は第3章に示す。

### 2.2.1 再生利用指定制度の指定状況

#### （1）再生利用指定制度の実施状況

再生利用指定制度による指定を行ったことがある自治体が過半数を超える55%であるが、再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない自治体が11%、事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない、あるいは相談がないとする自治体があわせて27%ある。

表 2-2 再生利用指定制度の実施状況について

再生利用指定制度 の実施状況について	回答 母数	1	2-1	2-2	3	無回 答
		あ 指 定 を 行 っ た こ と が	たあ事 こる業 とが者 が、か な指ら い定の を相 行談 っは	談る申 がが請 がが事 ない業 者受け か付 らけ のて 相い	受よ再 ける生 付申利 けを指 てを指 い基定 ない本 的制 の度 にに	
全体	103 100.0	57 55.3	24 23.3	4 3.9	11 10.7	7 7.2
都道府県	47 100.0	36 76.6	4 8.5	1 2.1	4 8.5	2 4.4
政令市	56 100.0	21 37.5	20 35.7	3 5.4	7 12.5	5 9.6

## (2) 過去5年間における再生利用指定制度の指定件数

過去5年間に再生利用指定制度の指定を行った自治体は32自治体（延べ77自治体）、指定件数は405件、このうち建設汚泥の指定を行った自治体は13自治体（延べ26自治体）、指定件数は65件である。

表 2-3 過去5年間に再生利用指定制度の指定を行った自治体数

	指定を行った自治体数	平成	平成	平成	平成	平成(*)	合計 (延べ)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
全体	32	12	16	18	17	14	77
都道府県	18	7	10	13	11	8	49
政令市	14	5	6	5	6	6	28

注1：5年前以前も含めて過去に指定を行ったことがある自治体数は57（表2-2参照）

注2：平成18年度は平成19年1月末までの状況。以下の表も同じ。

表 2-4 過去5年間の再生利用指定制度による指定件数

	指定件数合計	平成	平成	平成	平成	平成(*)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
全体	405	64	78	83	107	73
都道府県	232	27	38	46	81	40
政令市	173	37	40	37	26	33

表 2-5 過去5年間に建設汚泥について再生利用指定制度の指定を行った自治体数

	指定を行った自治体数	平成	平成	平成	平成	平成(*)	合計 (延べ)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
全体	13	2	6	6	8	4	26
都道府県	9	1	4	5	7	4	21
政令市	4	1	2	1	1	0	5

注：5年前以前も含めて過去に指定を行ったことがある自治体数は18（表2-13参照）

表 2-6 過去5年間の建設汚泥についての再生利用指定制度による指定件数

	指定件数合計	平成	平成	平成	平成	平成(*)
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
全体	65	2	18	16	17	12
都道府県	59	1	15	15	16	12
政令市	6	1	3	1	1	0

### (3) 自治体別廃棄物種類別の再生利用指定制度の指定内容

過去3年間における再生利用指定制度の指定件数を個別にみると、島根県が85件、大阪市が51件、山口県、仙台市が29件、茨城県が14件と突出している。その他の自治体は指定件数が一桁止まりである（表2-7）。

廃棄物種類別にみると木くずが最も多く、次いで汚泥である（表2-8）。島根県は木くず、大阪市は廃油、山口県はがれき類、汚泥が多い（個別回答は2. 3（1）表2-31に示す）。

表2-7 自治体別の再生利用指定制度の指定件数

自治体名	過去5年間の 指定件数	過去3年間の 指定件数
北海道	15	8
青森県	4	4
茨城県	24	14
東京都	20	9
長野県	2	2
岐阜県	2	0
愛知県	4	1
滋賀県	3	3
奈良県	2	2
島根県	96	85
岡山県	9	2
山口県	34	29
徳島県	3	2
愛媛県	4	2
佐賀県	1	1
長崎県	7	1
大分県	1	1
沖縄県	1	1
旭川市	1	1
函館市	1	1
仙台市	53	29
京都市	1	0
大阪市	94	51
堺市	2	1
東大阪市	10	6
広島市	1	0
下関市	1	1
富山市	1	1
大分市	1	0
豊田市	3	1
倉敷市	3	3
さいたま市	1	1
合計	405	263

注：表中に記載のない自治体は過去5年間に再生利用指定制度の指定なし。

表 2-8 廃棄物種類別の再生利用指定制度の廃棄物種類

廃棄物種類	指定内容の回答件数
燃えがら	2
汚泥	48
廃油	8
廃酸	1
廃プラスチック	10
木くず	75
動植物性残さ	13
鋳さい	1
ガラス陶磁器くず	3
がれき類	20
ガラ陶・がれき類	1
汚泥、がれき類	1
汚泥、動植物性残さ、家畜ふん尿	1
廃油、木くず、動植物性残さ	1
廃酸・廃アルカリ	1
合計	186

注：指定内容についての回答があり廃棄物種類が特定されたものについて集計（個別回答は2. 3（1）表 2-31 参照）。

#### （4）事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない場合の理由

事業者からの相談はあるが指定を行ったことがないとする自治体が多いが、その理由は、「廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している」が6自治体、「簡易な相談があり説明したが申請はない」が5自治体、「申請まで至る事例がない」が5自治体である。

表 2-9 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない場合の理由

回答内容	回答数	調査票番号
廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している。	6	24、56、61、63、93、102
簡易な相談があり説明したが申請はない。	5	28、57、64、80、104
申請まで至る事例がない。	5	7、15、59、94、98
審査体制が整っていない。	3	77、81、91
指定の基準に合致しない。	2	97、105
具体的な審査基準が示されていない。	1	82
審査体制は整っているが申請はなかった。	1	95
審査基準を設けているが指定を行うことには消極的である。	1	96
相談がない、再生利用の継続性の担保が困難。	1	87
「再生利用が確実である」とする判断基準が明確でない。	1	12

### (5) 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない場合の理由

再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない理由は、「廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している」が6自治体、「相談がない、指定する案件がない」が4自治体と、「事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない」と同じ理由があげられている。

表 2-10 再生利用指定制度による申請を基本的に受け付けていない場合の理由

回答内容	回答数	調査票番号
廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導している。	6	10、70、71、89、99、103
相談がない、指定する案件がない。	4	18、19、58、72
審査体制が整っていない。	1	60
再生利用されることが確実と判断できない。	1	37
制度を利用する建設汚泥が発生していない。	1	84

### (6) 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

今後の再生利用指定制度の活用について「活用していきたい」が29%、「活用していく考えはない」が20%、50%は「その他」に回答している。

「その他」の回答内容を見ると「検討中である」が12自治体、「必要に応じて活用していきたい」が12自治体、「相談があれば対応する」が7自治体である。

このように事業者からの相談があれば活用していきたい、あるいは活用を検討すると回答した自治体が多く、「活用していきたい」とすると合わせると過半数の自治体が再生利用指定制度を活用する考えを有している。

また、今後再生利用指定制度の活用を検討している廃棄物種類としては14自治体で建設汚泥（建設系汚泥）をあげている。

表 2-11 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

今後の再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		活再生し利用指定制度を	な活再生し利用指定制度を	その他	
全体	103	30	21	51	1
	100.0	29.1	20.4	49.5	1.0
都道府県	47	19	4	23	1
	100.0	40.4	8.5	48.9	2.1
政令市	56	11	17	28	0
	100.0	19.6	30.4	50.0	0.0

< 「その他」 の回答内容 >

回答内容	回答数	調査票番号
検討中である。	12	7、24、27、54、59、60、61、76、98、103、104、105
必要に応じて活用していきたい。	12	9、25、30、31、34、42、45、75、84、85、86、94
相談があれば対応する。	7	15、20、43、50、62、80、92
活用することは消極的である、慎重に対応していきたい。	5	1、5、41、46、96
引き続き運用していく。	3	33、67、90
今後の動向を踏まえ検討していく予定である。	2	14、51
法に則り対応したい。	2	4、58
処理業として行うのが一般的で、指定については検討していない。	2	6、74
公共事業に係る建設汚泥以外は認めていない。	1	11
制度は導入しているが申請がない。	1	22
具体的な審査基準等が示されれば活用を検討する。	1	82
認定にかかる労力(費用も含む)と、外注することと比較し、より良い方法を採用してもらうことになると思う。	1	102

表 2-12 再生利用指定制度の活用を検討している廃棄物種類

調査票番号	自治体名	問2-6 「1」で指定を検討している廃棄物
2	青森県	主として建設汚泥
8	茨城県	がれき類、建設汚泥のみとしている
10	群馬県	建設汚泥
12	千葉県	建設汚泥
13	東京都	建設汚泥、コンクリート片
17	石川県	建設汚泥
18	福井県	建設汚泥
19	山梨県	建設汚泥
26	京都府	建設汚泥
38	愛媛県	がれき類、汚泥
56	横浜市	建設汚泥
69	神戸市	建設系無機汚泥
77	福岡市	建設汚泥
81	熊本市	未定
101	さいたま市	公共関与の「建設汚泥」

## 2.2.2 建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況

### (1) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況

建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況についてみると「指定を行ったことがない」とする自治体が81%である。

表 2-13 建設汚泥に係る再生利用指定制度の実施状況について

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況について	回答母数	1	2	無回答
		行建設した汚泥の指定があるを	行建設した汚泥の指定ないを	
全体	103	18	83	2
	100.0	17.5	80.6	1.9
都道府県	47	13	34	0
	100.0	27.7	72.3	0.0
政令市	56	5	49	2
	100.0	8.9	87.5	3.6

### (2) 自治体別の建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定件数

過去3年間における建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定件数を個別にみると、山口県が17件と突出している。次いで茨城県の11件である。その他の自治体は指定件数が一桁止まりである。

表 2-14 自治体別の建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定件数

自治体名	過去5年間の指定件数	過去3年間の指定件数
青森県	4	4
茨城県	20	11
東京都	9	6
愛知県	2	0
島根県	2	2
山口県	17	17
徳島県	1	1
愛媛県	3	1
長崎県	1	1
大阪市	1	0
広島市	1	0
豊田市	3	1
さいたま市	1	1
合計	65	45

注：上表に記載のない自治体は過去5年間に建設汚泥の指定なし。

### (3) 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した理由は、「建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい」が3自治体、「判断に苦慮した点は特にない」が2自治体、その他には「有価物か否かの判断に困る」、「利用する品質、防災上での責任」、「申請者を誰にすべきか及び利用状況の確認」等があげられている。

表 2-15 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

回答内容	回答数	調査票番号
建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい。	3	35、36、38
判断に苦慮した点は特にない。	2	18、79
これまでの指定は公共工事で発注者の指示のもと申請が行われている。	1	2
民間工事の指定は行ってこなかったが、再生活用が営利を目的としないという判断基準を削除したため今後は民間工事も指定の対象となる。	1	13
有価物か否かの判断に困る。	1	23
今後、利用する品質、防災上での責任、指定した自治体の責任について検討する必要がある。	1	90
申請者を誰にすべきか及び利用状況の確認。	1	101
土木部と調整を行っている。	1	32
再生利用場所における環境影響防止対策の指導。	1	12
基本的に自ら利用に該当する部分について、個別指定という形で実施している。	1	8
慎重に判断を行った。	1	42
古い事例のため不明。	1	25

#### (4) 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

建設汚泥の指定を行ったことがない理由は、「事業者からの相談がない」が44自治体と圧倒的に多く、次いで「処理業をとるよう指導しており、指定を行っていない」が7自治体、「申請に至る事例がない」が5自治体であった。

表 2-16 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

回答内容	回答数	調査票番号
事業者から相談がない。	44	3、4、6、14、17、19、20、22、28、29、33、39、40、41、43、45、47、50、52、55、57、58、59、61、62、65、69、72、74、75、77、78、85、86、89、92、93、94、97、98、100、102、103、104、105
処理業をとるよう指導しており、指定を行っていない、業の許可を取得するケースが多い、許可を不要とする必要性がない。	7	10、26、37、51、56、63、95
申請に至るまでの事例がない。	6	15、16、21、44、80、88
建設汚泥の有用物の判断基準が明確でない、再生利用することが確実であると判断することが難しい。	2	24、37
積極的な活用は考えていない、導入するメリットは小さい。	2	70、71
具体的な審査基準等が示されていない。	2	82
処理業者との線引きが困難である。	1	31
利用形態、性状等を勘案しながら対応した。	1	30
許可を取得した業者の反発が予想される。	1	96
活用を図らなければならない緊急性がない。	1	9
実態として運用していない。	1	27
手続きの煩雑さや工事期間の調整がつかない等。	1	54
「再生利用」の定義・判断基準・指導基準等が整備されていない。	1	12

#### (5) 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方についてみると「積極的に活用していきたい」が20%、「積極的に活用していく考えはない」が30%で、48%は「その他」に回答している。

「その他」の回答内容を見ると「相談があれば活用する」が16自治体、「検討中」が7自治体、「個々の事例により必要に応じ検討する」が4自治体、「利用基準が判断しやすく示された場合は活用していく」が3自治体である。「今後とも、公共関与の工事において活用していく」、「建設部局と連携し活用したい」がそれぞれ2自治体であった。

表 2-17 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		し指建 て定設 い制汚 き度泥 たをに い積係 極る 的再 に生 活利 用用	し指建 て定設 い制汚 く度泥 考をに え積係 は極る な い に生 活利 用用	そ の 他	
全体	103 100.0	21 20.4	31 30.1	49 47.6	2 1.9
都道府県	47 100.0	12 25.5	9 19.1	26 55.3	0 0.0
政令市	56 100.0	9 16.1	22 39.3	23 41.1	2 3.6

< 「その他」 の回答内容 >

回答内容	回答数	調査票番号
相談があれば活用する。	16	3、19、20、33、34、39、 42、45、46、50、54、62、 80、86、88、92
建設汚泥の指定について検討中。	7	30、57、59、61、76、104、 105
個々の事例により必要に応じ検討する。	4	15、25、31、86
利用基準が判断しやすく示された場合は活用していく、活用しやすい制度に見直しがあれば活用していく。	3	5、7、82
今後とも活用していく、公共関与の工事においては活用していく。	2	1、101
法に則り対応したい。	2	4、58
土木部局と連携し活用したい。	2	9、14
今後の動向、全国的な状況を踏まえ検討する。	1	51
建設汚泥に特化しては考えていない、一般指定については考えていない。	1	6
県と協議中。	1	60
発生する建設汚泥発生量を考慮して活用する事になると推測される。	1	8

## 2.2.3 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について

### (1) 指定を認めることが考えにくい工事

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を認めることが考えにくい工事についてみると「農地での民間利用事業」をあげたところが67%、「民間宅地造成工事」をあげたところが50%、「法令等による認可された民間工事」と「公益工事」がともに22%であった。また、公共工事は0%で、全ての自治体が公共工事については再生利用指定制度の指定を認めることについて問題ないとしている。

表 2-18 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を認めることが考えにくい適用工事

事業者から指定の申請があった場合、指定を認めることが考えにくい適用工事について	回答母数	1	2	3	4	5	6	無回答
		民間宅地造成工事	業農地での民間利用事業	区画法整理工事等（土地区画整理事業等）	法令等による認可された民間工事（認可地さ	港公益電力工事、（ガス等）	公共工事	
全体	18 100.0	9 50.0	12 66.7	4 22.2	4 22.2	0 0.0	3 16.7	3 16.7
都道府県	13 100.0	7 53.8	10 76.9	3 23.1	3 23.1	0 0.0	2 15.4	1 7.7
政令市	5 100.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0

「民間宅地造成工事」で指定を認めることが考えにくいとする理由は、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（4件）や「再生利用されることが確実である担保が得られにくい」（1件）、「不適正処理につながりかねない」（1件）等があげられている。

表 2-19 「民間宅地造成工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工方法が適切かの確認が困難。施工状況の監視が困難。	4	11、23、35、36
民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。	1	101
不適正処理につながりかねない。	1	12
公共工事に伴うものに限定している。	1	18
方針が決まっていないため指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。	1	90
建設汚泥の改良土が将来にわたり不特定多数の人にふれる機会となるため。	1	8

「農地での民間利用事業」で指定を認めることが考えにくいとする理由は、「農作物への安全性の確認が難しいこと」（４件）、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（３件）等があげられている。

表 2-20 「農地での民間利用事業」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
農作物への安全性の確認が難しい。建設汚泥の改良土が農地には使用で出来ないため。	4	2、8、23、32
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工方法が適切かの確認が困難。施工状況の監視が困難。	3	11、35、36
民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。	1	101
不適正処理につながりかねない。	1	12
適正に再生利用されることの確認が難しいため。	1	13
公共工事に伴うものに限定している。	1	18
方針が決まっていないため指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。	1	90

「法令等による認可された民間工事」で指定を認めることが考えにくいとする理由は、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（２件）、「民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい」（１件）等があげられている。

表 2-21 「法令等による認可された民間工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工状況の監視が困難。	2	35、36
民間工事では再生利用されることが確実である担保が得られにくい。	1	101
個別に検討する。	1	11

「公益工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由は、「品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される」（２件）等があげられている。

表 2-22 「公益工事」の指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
品質確保等適正な施工が行われない事態が懸念される。施工状況の監視が困難。	2	35、36
公共工事に伴うものに限定している。	1	18
方針が決まっていないため指定できない。ただし、事業者の自ら利用については条件を付して認めている。	1	90

指定を認めることが考えにくい「その他」の工事として、「公共が関与する工事以外のもの」や「小規模な造成工事などで、法令等の基準が定められていない工事」があげられており、指定を認めることが考えにくいとする理由は、「不適正処理を誘発するおそれがある」や「施工管理が十分行われない可能性がある」があげられている。

表 2-23 指定を認めることが考えにくい「その他」の工事

回答内容	回答数	調査票番号
公共が関与する工事以外のもの。	1	38
小規模な造成工事などで、法令等の基準が定められていない工事。	1	73

表 2-24 「その他」の工事として指定を認めることが考えにくいとする理由

回答内容	回答数	調査票番号
公共工事は、設計・施行管理基準等が定められており、発注者による管理が十分機能すると考えられるが、民間工事では必ずしも同基準が定められていない場合があり、発注者による管理が十分ではなく、不適正処理を誘発するおそれがあるため。	1	38
造成工事の施工管理が十分行われない可能性がある。	1	73

## (2) 指定を認めることが考えにくい適用工事の利用を促進するための方策

指定を認めることが考えにくい適用工事の利用を促進するための方策について、再生利用に関する指針等の整備を2自治体があげている。また、公共工事で再生利用を図り、その後民間工事にも逐次関係者と協議等により活用を図りたいとの回答や、工事が適正に実施されるための管理体制の担保が必要等の回答があった。

表 2-25 指定を認めることが考えにくい適用工事の利用を促進するための方策

回答内容	回答数	調査票番号
再生利用として認定する場合の指針等を作成する。農地での民間利用事業においても同様にガイドラインが策定されれば、再生利用の妥当性について判断が容易となる。	2	12、13
今後見直しを検討。相談があれば個別に検討する。	2	11、18
基本的には、汚泥の性状、物性を考慮し公共事業で再生利用を図ることを基本とし、民間の開発事業についても逐次関係者と協議し、再生利用を図っていききたい。	1	32
工事が適正に実施されることが確実であるなど管理体制が担保されることが必要。	1	36
大臣認定を積極的に行うとともに、その認定基準・内容を公開する。	1	23
民間宅地造成工事であった場合、造成工事内に築造される区画道路部分に使用されることを将来公共施設管理者が承諾している場合や大規模開発において20年程度の定期借地権等が設定されていれば指定を認めることは可能かと考えるが、20年後の改良土を普通土砂として取扱う事が可能かどうかという議論は残したままである。	1	8

### (3) 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認

施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法について、「立入検査の実施、実績報告の要求」が7自治体、「公共工事の発注者がその施工管理のなかで確認」が2自治体、「再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認」、「排出側と利用側での数量確認」がそれぞれ1自治体あげている。

表 2-26 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法

回答内容	回答数	調査票番号
施工中に立入検査を実施する。施工後に実績報告を求める。	7	8、12、18、36、42、73、101
基本的に公共事業における指定であるため、発注者としての施工管理の中で確認している。	2	35、90
規則に基づき再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認している。	1	38
排出側と利用側での数量確認。	1	2
公共工事等について指定審査の段階で利用方法等についてチェックし、再生利用が確実に実施されていることを確認してきた。 今後は、必要に応じて利用現場の現地調査を実施する。	1	13
現在のところ、特に立入検査は行っていない。	1	97
利用工事側についても個別指定を行うこととしている。	1	32

## 2.2.4 指定のための指針や審査体制の整備状況等について

### (1) 関連する条例、指針の策定状況

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況についてみると、「策定していない」が83%、「策定している」が17%である。

表 2-27 再生利用指定制度に関連するの条例、指針の策定状況について

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況について	回答母数	1	2	無回答
		策定している	策定していない	
全体	103	17	85	1
	100.0	16.5	82.5	1.0
都道府県	47	10	37	0
	100.0	21.3	78.7	0.0
政令市	56	7	48	1
	100.0	12.5	85.7	1.8

### (2) 再生利用指定制度の審査体制について

再生利用指定制度の審査体制についてみると、「審査対応は廃棄物担当者のみで行っている」が49%で、「審査対応は、廃棄物担当者と土木技術者で行っている」と「部署には土木技術者はいないが、審査時に土木担当課と連携を図り対応している」が合わせて19%であり、土木技術者と連携しているケースは少ない。

表 2-28 再生利用指定制度の審査体制について

再生利用指定制度の審査体制について	回答母数	1	2	3	4	5	6	無回答
		あ 審査担当者の人数は十分で	て 審査担当者の人数が不足し	み 審査対応では廃棄物担当者の	と 土木技術者、廃棄物担当者	とい 部署には土木技術者がいないが、審査時に土木担当課と連携を図り対応している	6 その他	
全体	103	13	10	50	17	3	30	1
	100.0	12.6	9.7	48.5	16.5	2.9	29.1	1.0
都道府県	47	6	8	26	9	2	11	0
	100.0	12.8	17.0	55.3	19.1	4.3	23.4	0.0
政令市	56	7	2	24	8	1	19	1
	100.0	12.5	3.6	42.9	14.3	1.8	33.9	1.8

< 「その他」 の回答内容 >

回答内容	回答数	調査票番号
審査は行っていない、受付していない、審査体制が整っていない。	10	18、24、27、60、72、74、76、78、98、99
審査した事例がなく、審査担当者はおかれていない。	6	10、14、46、59、82、105
特段の審査体制はなく、業の許可担当者が兼任し審査する。	3	15、42、58
必要に応じて関連するセクションと連携を図る。	2	20、70
先進事例を参考としていきたい。	1	55
建設副産物対策連絡委員会で協議・調整を行っている。	1	51
行ったことがないが、業許可の審査と同様に考えている。	1	56
他の廃棄物へ波及すれば担当者不足となる。	1	1
審査事例は無いが、指定申請のあった場合は、土木担当部署と連絡を図り、対応していく予定である。	1	93
実施したことがないので、回答できない。	1	102

### (3) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等について、「再生利用と称した不適正処理、不法投棄まがいの行為」が17自治体、「汚染土壌の混入などの懸念」が13自治体あり、この2つの回答がとび抜けて多い。加えて、制度に関する統一的運用、基準が必要といった回答や処理物の利用先の確保が難しい、第三者機関による審査体制が必要といった回答が各6～4自治体からあった。

また、制度運用面の課題としては、「申請書の事務手続きが煩雑」、「収集・運搬又は中間処理を行う者以外の関係者も指定の対象とすべき」、「産業廃棄物中間処理業者が指定を受ける場合は、処分業としての事業と、個別指定としての事業の明確な区分と管理が課題」、「指定手続きに期間を要する」といった事項が各3自治体以上からあげられた。

表 2-29 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等 (1/2)

回答区分	回答内容	回答数	調査票番号
不法投棄懸念	再生利用と称した不適正処理、不法投棄まがいの行為、汚染土壌の混入などが懸念される。	17	9、17、18、23、24、30、35、36、37、40、45、70、75、76、96、99、100
	再生利用が確実であることを担保できない。	3	10、22、65
	民間工事の場合は不適正処理が懸念される。	2	3、21
	不具合が生じた場合の責任の所在が不明確である。	1	17
	小計	23	
品質懸念	建設汚泥処理物の品質を確保できない可能性がある。	13	17、18、23、30、36、37、43、45、54、75、96、99、105
	建設汚泥処理物の品質を確保し、確認する方法が一般化されていない。	1	35
	指定を行うことにより行政が品質を保証しなければならない。	1	59
	小計	15	
基準等未整備	広域的な再生利用を行う場合は、自治体間での制度の運用に関して共通化を図る必要がある、自治体内だけでは再生利用は難しい。	6	13、22、57、74、78、95
	建設汚泥処理物の品質、審査基準等についての統一した基準が必要。	6	24、70、72、81、82、99
	法律上の規定の整備が必要(品質、手続き、指定業者への規制、指定の対象範囲、対象者等)。	3	5、27、94
	小計	15	
再生利用先	利用先の確保が難しい、工事間利用調整が難しい。	6	2、55、56、67、73、99
	建設汚泥処理物の資材としての価値、品質、市場性等が廃棄物由来でない資材と比較して有利でなければ制度の適用は進まない。	2	11、20
	建設汚泥処理物の用途がない、限られている。	2	26、58
	小計	10	
備体制未整備	第三者機関による審査体制が必要。	4	24、28、86、96
	現体制では審査が困難。	3	56、63、80
	土木技術者による審査体制が整っていない。	2	3、33
	小計	9	
消制極度的利用に	産業廃棄物業の許可を基本としている。	7	4、6、16、20、80、89、95
	近隣の中間処理施設で処理した方が手続きも容易であり、安価。	1	55
	既に産業廃棄物処理業の許可を有している業者があり、指定の必要はないと考える。	1	59
	小計	9	

表 2-29 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等 (2/2)

回答区分	回答内容	回答数	調査票番号
対象工事不足	工事ごとの建設汚泥の排出量が少ない。	1	32
	一定規模以上の工事であれば運用が難しいのではないか。	1	67
	建設汚泥を再生までして利用しようとするような大きな工事が少ない。小さな工事でも、制度を利用しようとしたときの労力が業者側には、負担になっていると思われる。	1	102
	小計	3	
制度運用面の課題、その他	書類等の事務手続きが煩雑。	5	38、40、41、47、70
	収集・運搬又は中間処理を行う者以外の関係者も指定の対象とすべき。	3	2、46、98
	産業廃棄物中間処理業者が指定を受ける場合は、処分業としての事業と、個別指定としての事業の明確な区分と管理が課題となる。	3	4、73、104
	指定手続きに期間を要する。	3	2、55、70
	個別指定を受けても、施設の設置許可等が必要である。	2	7、10
	再生利用業の指定について罰則規定がないため、慎重にならざるを得ない。	2	34、87
	公共事業であれば特に問題はない、公共が関与する事業に限定して制度を運用すべき。	2	38、90
	「営利を目的としない」という基準を満足できない。	2	4、7
	再生利用施設については、設置許可や生活環境保全対策の実施と現地確認等の施設設置に係る手続きが必要であり、申請から指定までに相当の期間を要するため、工期の短い工事には対応できない。	1	12
	産業廃棄物の中間処理業者が指定を受ける場合であっても、発注者が中心となって管理を行えば、問題ない。	1	10
	公共用地での一時保留が有効であるが、廃掃法との適合が問題。	1	96
	個別指定と一般指定の線引きが不明確。	1	31
	継続的な再生利用を確保するために、再生利用指定制度には更新が必要である。	1	40
	指定を取り消す規定が整備されていない。	1	57
	大臣認定制度の方が導入しやすく、広域的な認定が有効である。	1	22
	責任の所在が明確になる。	1	13
	今回の通知で指導がやりやすくなった、再生利用が進むと考える。	1	25
	今回の通知を受けて運用を検討している。	1	68
	排出側工事で発生する建設汚泥量の算出が難しい。	1	77
	排出側事業者が建設汚泥の定義を正式に認識していない。	1	77
廃棄物を排出現場外へ持ち出すことを最初に考えるのではなく、場内再生利用に努める事に排出事業者側の配慮が必要。	1	8	
小計		35	
	合計	119	

注：複数の項目を回答した自治体があるため合計は 103 を上回る。

## 2. 3 再生利用指定制度の指定状況の整理

### (1) 再生利用指定制度の指定状況の整理

今回の全都道府県、政令市（103）から回収されたアンケートから、過去5年間の再生利用指定制度の指定状況を表 2-30 に示す。（廃棄物種類等の指定内容について回答があったものの集計結果であり、全数ではない。）

指定内容についての回答が多かった自治体の廃棄物種類をみると、島根県は木くず、山口県は汚泥とがれき類、大阪市は廃油が多い。各県の指定内容の詳細は表 2-31（次頁以下）に示す。

表 2-30 過去5年間の再生利用指定制度の指定状況（指定内容の回答があったもののみ）

自治体名	指定内容について回答があった件数	内訳										
		燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木くず	動植物性残さ	ガラス陶磁器くず	鋳さい	がれき類	不明
北海道	8	1	7									
青森県	4		4									
長野県	2						1	1				
愛知県	4		2						1		1	
滋賀県	3					3						
奈良県	2					1		1				
島根県	84		9				70	1	2		2	
岡山県	9					5		2		1	1	
山口県	35		17				2				14	2
徳島県	3		1					1				1
愛媛県	4		3								1	
佐賀県	1											1
長崎県	1		1									
大分県	1						1					
沖縄県	2	1										1
旭川市	1			1								
函館市	1		1									
大阪市	13			6	1			4			1	1
堺市	1			1								
下関市	1						1					
岡山市	1							1				
富山市	1					1						
豊田市	3		3									
倉敷市	3							2				1
さいたま市	1		1									
合計	189	2	49	8	1	10	75	13	3	1	20	7

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (1/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
1	北海道	1	平成16年4月	汚泥
1	北海道	2	平成17年3月	燃え殻
1	北海道	3	平成18年3月	汚泥
1	北海道	4	平成18年3月	汚泥
1	北海道	5	平成18年3月	汚泥
1	北海道	6	平成18年3月	汚泥
1	北海道	7	平成18年3月	汚泥
1	北海道	8	平成18年10月	汚泥
2	青森県	1	平成16年12月	建設汚泥
2	青森県	2	平成16年12月	建設汚泥
2	青森県	3	平成17年11月	建設汚泥
2	青森県	4	平成17年11月	建設汚泥
20	長野県	1	平成16年4月	木くず
20	長野県	2	平成17年8月	動植物性残さ
23	愛知県	1	平成14年8月	汚泥
23	愛知県	2	平成14年11月	がれき類
23	愛知県	3	平成15年10月	汚泥
23	愛知県	4	平成16年11月	ガラ陶
25	滋賀県	1	平成17年3月	廃プラ
25	滋賀県	2	平成16年1月	廃プラ
25	滋賀県	3	平成17年1月	廃プラ
29	奈良県	1	平成16年5月	廃プラスチック類
29	奈良県	2	平成17年7月	動植物性残さ
32	島根県	1	平成16年8月30日	ガラスくず等(廃瓦に限る)
32	島根県	2	平成16年10月25日	汚泥(生コン工場にて不要となった残コン(戻りコン)に限る)
32	島根県	3	平成16年10月25日	動植物性残さ(魚のあら及びはらわた)
32	島根県	4	平成16年11月10日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	5	平成16年12月6日	汚泥(脱水処理後の脱水ケーキに限る)
32	島根県	6	平成16年12月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	7	平成17年2月2日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	8	平成16年12月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	9	平成17年1月25日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	10	平成17年1月25日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	11	平成17年2月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	12	平成17年2月4日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	13	平成17年2月17日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	14	平成17年3月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	15	平成17年3月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	16	平成17年3月8日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	17	平成17年3月14日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	18	平成17年4月13日	汚泥(釉薬カス)
32	島根県	19	平成17年5月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	20	平成17年5月18日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	21	平成17年5月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	22	平成17年5月30日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	23	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	24	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	25	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	26	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (2/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
32	島根県	27	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	28	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	29	平成17年7月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	30	平成17年8月1日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	31	平成17年8月9日	ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず(消波ブロックの破損したものに限り)
32	島根県	32	平成17年8月18日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	33	平成17年8月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	34	平成17年9月22日	汚泥(地盤改良工事によって排出されるセメントと真砂土の混合物に限る)
32	島根県	35	平成17年9月26日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	36	平成17年9月26日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	37	平成17年10月6日	汚泥(生コンクリートに限る)
32	島根県	38	平成17年10月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	39	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	40	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	41	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	42	平成17年10月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	43	平成17年10月28日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	44	平成17年10月28日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	45	平成17年10月28日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	46	平成17年11月4日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	47	平成17年11月11日	汚泥(生コンクリートに限る)
32	島根県	48	平成17年11月11日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	49	平成17年11月29日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	50	平成17年11月29日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	51	平成17年12月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	52	平成17年12月13日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	53	平成17年12月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	54	平成17年12月21日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	55	平成18年1月18日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	56	平成18年1月23日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	57	平成18年2月10日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	58	平成18年2月16日	がれき類
32	島根県	59	平成18年2月16日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	60	平成18年2月27日	がれき類
32	島根県	61	平成18年3月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	62	平成18年3月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	63	平成18年3月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	64	平成18年3月17日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	65	平成18年3月27日	汚泥(浄水場濾過廃砂に限る)
32	島根県	66	平成18年3月27日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	67	平成18年6月14日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	68	平成18年7月20日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	69	平成18年8月1日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	70	平成18年8月1日	汚泥(瓦製造用軸葉カス)
32	島根県	71	平成18年10月20日	汚泥(生コンクリートに限る)
32	島根県	72	平成18年10月20日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	73	平成18年10月20日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	74	平成18年11月7日	木くず(チップ化された木くずに限る)

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (3/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
32	島根県	75	平成18年11月14日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	76	平成18年11月15日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	77	平成18年12月5日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	78	平成18年12月5日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	79	平成18年12月5日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	80	平成18年12月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	81	平成18年12月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	82	平成18年12月19日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	83	平成19年1月10日	木くず(チップ化された木くずに限る)
32	島根県	84	平成19年1月30日	木くず(チップ化された木くずに限る)
33	岡山県	1	平成15年12月	がれき類
33	岡山県	2	平成16年2月	鋳さい
33	岡山県	3	平成16年3月	動植物性残さ
33	岡山県	4	平成16年3月	動植物性残さ
33	岡山県	5	平成16年3月	廃プラスチック
33	岡山県	6	平成16年5月	廃プラスチック
33	岡山県	7	平成16年3月	廃プラスチック
33	岡山県	8	平成16年5月	廃プラスチック
33	岡山県	9	平成16年3月	廃プラスチック
35	山口県	1	平成14年5月	がれき類
35	山口県	2	平成14年5月	がれき類
35	山口県	3	平成14年12月	がれき類
35	山口県	4	平成15年5月	がれき類
35	山口県	5	平成15年10月	がれき類
35	山口県	6	平成16年8月	汚泥
35	山口県	7	平成16年8月	汚泥
35	山口県	8	平成16年9月	汚泥
35	山口県	9	平成16年12月	汚泥
35	山口県	10	平成17年3月	ガラ陶・がれき類
35	山口県	11	平成17年3月	木くず
35	山口県	12	平成17年5月	汚泥
35	山口県	13	平成17年6月	がれき類
35	山口県	14	平成17年7月	木くず
35	山口県	15	平成17年8月	汚泥
35	山口県	16	平成17年8月	汚泥
35	山口県	17	平成17年9月	汚泥
35	山口県	18	平成17年10月	がれき類
35	山口県	19	平成17年12月	汚泥
35	山口県	20	平成17年12月	汚泥
35	山口県	21	平成18年3月	がれき類
35	山口県	22	平成18年5月	汚泥
35	山口県	23	平成18年5月	汚泥
35	山口県	24	平成18年5月	がれき類
35	山口県	25	平成18年6月	汚泥
35	山口県	26	平成18年6月	がれき類
35	山口県	27	平成18年7月	がれき類
35	山口県	28	平成18年8月	汚泥、がれき類
35	山口県	29	平成18年9月	がれき類
35	山口県	30	平成18年10月	汚泥

表 2-31 再生利用指定制度の指定状況 (4/4)

調査票 番号	自治体名	No	指定年月	品目
35	山口県	31	平成18年11月	がれき類
35	山口県	32	平成18年11月	汚泥
35	山口県	33	平成19年1月	がれき類
35	山口県	34	平成19年1月	汚泥
36	徳島県	1	平成16年1月	動植物性残さ
36	徳島県	2	平成16年7月	汚泥、動植物性残さ、家畜ふん尿
36	徳島県	3	平成17年6月	汚泥
38	愛媛県	1	平成15年11月	汚泥
38	愛媛県	2	平成16年3月	汚泥
38	愛媛県	3	平成17年5月	汚泥
38	愛媛県	4	平成18年4月	がれき類
41	佐賀県	1	平成18年2月	廃油、木くず、動植物性残さ
42	長崎県	1	平成19年1月	建設汚泥
44	大分県	1	平成18年11月	木くず
47	沖縄県	1	平成17年3月28日	燃え殻
47	沖縄県	2	平成7年5月19日	燃え殻、汚泥
50	旭川市	1	平成18年5月	廃油
52	函館市	1	平成17年3月	浄水汚泥
66	大阪市	1	平成18年2月1日	動植物性残さ
66	大阪市	2	平成17年6月12日	動植物性残さ
66	大阪市	3	平成17年6月1日	廃油(廃食用油)
66	大阪市	4	平成17年7月7日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	5	平成18年6月7日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	6	平成16年8月19日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	7	平成18年3月26日	廃油(動植物性油脂)
66	大阪市	8	平成18年10月29日	廃油(動植物性油脂)、動植物性残さ、動物系固形不要物
66	大阪市	9	平成15年4月1日	がれき類
66	大阪市	10	平成16年8月23日	動植物性残さ
66	大阪市	11	平成16年11月25日	動植物性残さ
66	大阪市	12	平成15年7月24日	※FAX用紙がとぎれていたため確認不能
66	大阪市	13	平成16年1月24日	廃酸
67	堺市	1	平成18年7月	廃油
75	下関市	1	平成17年9月	木くず
83	岡山市	1	平成16年3月	動植物性残さ
85	富山市	1	平成18年5月	廃プラスチック
90	豊田市	1	平成16年3月	汚泥
90	豊田市	2	平成14年2月	汚泥
90	豊田市	3	平成16年3月	汚泥
100	倉敷市	1	平成16年4月	動植物性残さ
100	倉敷市	2	平成16年4月	動植物性残さ
100	倉敷市	3	平成17年1月	廃酸・廃アルカリ
101	さいたま市	1	平成16年11月	汚泥

## **(2) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況の整理**

今回の全都道府県、政令市（103）から回収されたアンケートから、過去5年間の建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況を表 2-32 に示す。

なお、建設汚泥について再生利用指定制度の指定を行った以下の7自治体の制度活用内容の詳細については、「3.3.6 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用事例」に示す。

表 2-32 建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定状況

調査票番号	自治体名	No	指定年月	発生工事				利用工事				指定パターン	指定を受けた者	運搬管理方法	手続き期間	備考				
				発注者	工事名	工事期間	官民別	汚泥発生工法	発注者	工事名	工事期間						官民別	処理物の利用用途	処理物の利用量	処理物の品質
2	青森県	1	H16.12	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	国交省	国道4号バイパス工事	H16.10~H17.3	官	路体盛土	9,100m3	第3種	2	利用工事発注者(許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	2週間	発注者も制度対象であると誤解し、指定した。発注者も制度対象であると誤解し、指定した。
2	青森県	2	H16.12	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	天間林村	村道坪・坪川線道路改良工事	H16.12~H17.3	官	路体盛土	3,346m3	第3種	2	利用工事発注者(許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	2週間	指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。
2	青森県	3	H17.11	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	七戸町	町道榎林・上北線整備工事	H17.10~H18.1	官	路体盛土	0m3	第3種	2	利用工事施工業者(業許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	1.5ヶ月	指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。
2	青森県	4	H17.11	鉄道運輸機構	東北新幹線三本木原トンネル工事	H13.3~H19.3	官	泥土圧シールド	七戸町	町道榎林・上北線整備工事	H17.10~H18.1	官	路体盛土	0m3	第3種	2	利用工事施工業者(業許可なし)	排出時の品質確認、搬出入管理伝票	1.5ヶ月	指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。
32	島根県	1	H16.12	日本道路公団	山陰自動車道神庭工区道路工事	H16.4~H17.11	官工事	トンネル工事の濁水処理	日本道路公団	山陰自動車道神庭工区道路工事	H16.12~H17.3	官工事	道路路体用盛土	1,000m3	第2種	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	搬入処理物を確認	2週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
32	島根県	2	H17.9	大東町水道局	配水池設置工事	H17.6~H18.3	官工事	地盤改良	島根県土木部	県道道路改良工事	H17.9~H18.3	官工事	道路路体用盛土	690m3	第2種	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	搬入処理物を確認	1週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	1	H16.8	山口県柳井土木建築事務所	一般県道平生港田布施線交通安全施設整備一種事第1		官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	350m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	2	H16.8	山口県柳井土木建築事務所	田布施川周防高潮対策工事第2工区		官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	540m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	3	H16.9	山口県岩国土木建築事務所	平成15年度都計画街路半野谷線緊急地方道路整備工事		官工事	プレボーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	462m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	4	H16.12	山口県柳井土木建築事務所	一般県道平生港田布施線交通安全施設整備一種事		官工事	地盤改良(浅層混合処理)	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	470m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	5	H17.5	山口県岩国土木建築事務所	都市計画街路今津川線緊急地方道路整備工事		官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	900m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	6	H17.8	山口県宇部土木建築事務所	一般県道岩崎岡作小野田線単独道路改良工事		官工事		山口県宇部土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	1,033m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	7	H17.8	山口県岩国土木建築事務所	都市計画街路半野谷線緊急地方道路整備工事		官工事	プレボーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	495m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	8	H17.9	山口県周南土木建築事務所	山口県周南土木建築事務所		官工事	地盤改良(浅層混合処理工法)	山口県周南土木建築事務所	同左		官工事	裏埋盛土材	1,710m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		2ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	9	H17.12	山口県岩国土木建築事務所	都市計画街路今津川線地方特定道路整備工事		官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	520m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	10	H17.12	山口県柳井土木建築事務所	田布施川周防高潮対策工事第2工区		官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	同左		官工事	道路盛土	200m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		3週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	11	H18.5	岩国市	向今津幹線管きよ工事		官工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	岩国市尾津浄化センター建設工事		公共工事	工作物の埋戻し	7,600m3	第3種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	12	H18.5	日本下水道事業団	岩国市尾津1号汚水幹線建設工事		公共工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	岩国市尾津浄化センター建設工事		公共工事	工作物の埋戻し	7,600m3	第3種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	13	H18.6	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所	宇部都市幹線道路橋りょう整備工事		官工事	掘削工	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所	同左		公共工事	道路路体盛土	6,500m3			工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	
35	山口県	14	H18.8	岩国市	し尿処理施設敷地造成工事		官工事	中掘工法	岩国市	同左		官工事	盛土	940m3	第4種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	15	H18.10	岩国市	岩国市新庁舎建設主体工事		官工事	掘削工	岩国市	同左		官工事	建築物の埋戻し	13,000m3		パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		3週間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	16	H18.12	岩国土木建築事務所	都市計画街路今津川線地方特定道路整備工事		官工事	グラフト注入工法	岩国土木建築事務所	同左		官工事	道路路体盛土	200m3	第2種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		1ヶ月	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
35	山口県	17	H19.1	岩国市	岩国市尾津1号汚水幹線建設工事		官工事	泥土圧ミニシールド工法	日本下水道事業団	岩国市尾津浄化センター建設工事		公共工事	工作物の埋戻し	3,534m3	第3種	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)		10日間	搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が施工。
36	徳島県	1	H17.6	徳島県県土整備部	旧吉野川流域下水道建設事業	H17.6~H20.9	官工事	泥土圧シールド工法	西日本高速道路(株)	四国横断自動車道建設事業		民間工事	道路路体用盛土	28,000m3	第4種	パターン3	発注者	管理伝票による運搬管理	2ヶ月	
38	愛媛県	1	H15.11	中国四国農政局	志河川ダム付着道路(その10)建設工事	H14.12~H15.12	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	志河川ダム付着道路(その10)建設工事	H14.12~H15.12	官工事	農地造成における盛土材	96ト	第4種	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	特になし	1ヶ月	
38	愛媛県	2	H16.3	中国四国農政局	志河川ダム仮排水路工事	H15.5~H16.3	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	志河川ダム仮排水路工事	H15.5~H16.3	官工事	道路路体用盛土材	48ト	第4種	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	特になし	1ヶ月	
38	愛媛県	3	H17.5	中国四国農政局	志河川ダム建設工事	H16.8~H20.3	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	志河川ダム建設工事	H16.8~H20.3	官工事	農地造成における盛土材	10ト	第4種	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	特になし	1ヶ月	
42	長崎県	1	H19.1	長崎県(長崎土木事務所)	浦上川線道路改良工事		官工事	高圧噴射攪拌工法	長崎県土地開発公社	時津第10工区埋立造成事業	H9~H34	官工事	水面埋立	12,000m3	第2種	パターン3	発生工事発注者	搬出入管理伝票による運搬管理	2ヶ月	
90	豊田市	1	H16.3	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	区画整理事業	H11.10~H18.3	官	掘削(以前農地に利用していた「キラ汚泥」のみ)	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	宅地造成(区画整理事業)	H11.10~H25.3	官	豊田市浄水町地内の豊田浄水特定土地区画整理事業の宅地造成の埋戻し土として使用	190,400m3	第4種	その他(3)	収集運搬:産業廃棄物処理業者 再生利用者:豊田浄水特定土地区画整理組合	性状が単一のため、配合比率の検査試験を1回実施	2ヶ月	
90	豊田市	2	H16.3	国・県等公共団体	道路、下水工事等32現場(最終排出事業者、別紙参照)	H14.3~H18.3	官	シールド工事ほか	田初財産管理組合	造成工事(鉱山跡地の埋戻し)	H14.3~H18.3	民	土地造成用資材として利用	142,900m3	第5種	1-②	収集運搬:産業廃棄物処理業者 再生利用者:田初財産管理組合	コーン指数の検査:1回/200m3(200m3/日に満たない場合、1回/日) 土壌汚染に係る環境基準項目検査:1回(ただし、性状が変化した場合はその都度) 溶出水の検査:pH及びCODを2回/月	2ヶ月	現在終了
101	さいたま市	1	H16.11	さいたま市北部建設事務所	大門・浅間6号幹線下水道築造工事	H16.12~H17.11	官工事	泥土圧シールド工法	独立行政法人都市再生機構	浦和東部第二地区特定土地区画整理事業	H16.12~H18.2	民工事	宅地造成	19,695m3	第3種	パターン2	申請者である発生工事の発注者をはじめ、元請業者から利用工事の施工事業者まで関係するすべての事業者(業許)	処理工程からの排出時に処理物の品質を確認	65日	

註:表 2-30 に含まれる汚泥のうち回答のあったもののみを記載した。

## 第3章 アンケートデータの解析

### 3. 1 自治体への補足ヒアリング

アンケート調査により把握された全国の自治体による再生利用指定制度の活用状況を見ると、全体では制度を活用している自治体は少ないものの、過去5年間に10件以上の指定を行っている自治体が8あり、特定の自治体で制度の活用が進んでいる状況にある。このため、こういった積極的に制度を活用している自治体へ、その背景や、制度を活用するにあたってとっている体制、しくみ等について、電話によるヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査の結果、建設汚泥についての指定を積極的に行っている自治体は、自治体の建設部局と廃棄物部局との連携が密なこと、建設部局が率先して制度活用を図っている状況にあることが窺えた。

また、指定は、ほとんどが公共工事で行われているが、民間工事の指定を行った豊田市、さいたま市の事例では、民間工事で指定後に、処理施設への検査や利用工事現場での確認といった点に留意しており、廃棄物混入や品質面等での不具合は発生していない。次頁以下に、自治体への電話による補足ヒアリング結果を示す。

## 山口県への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月14日（廃棄物部局）

### 1) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について

- ・ 現場内利用を個別指定しているが、これは、県の土木工事担当者が、入札前に個別指定による現場内利用を条件化して仕様書にし、元請け業者が受注後に、個別指定の申請をする流れになっている。土木セクションでは、指定制度の運用通知を作成し、個別指定の活用を推進している。

日時：平成19年3月14日（建設部局）

### 1) 個別指定制度を積極的に活用している背景

- ・ 建設汚泥を廃棄物として処理すると経済的に不利になる場合が多く、再利用を推進している。
- ・ 再利用を進めるための方策としては、「自ら利用」もあるが、適正利用に関する担保をとることが難しく、県の廃棄物・リサイクル対策課と相談し、個別指定制度を活用した再利用を進めている。

### 2) 個別指定制度活用の流れ

- ・ 個別指定制度の活用にあたっては、工事発注前に事前に、土木事務所（建設部局）と保健所（廃棄物部局）が調整し、個別指定制度を活用した建設汚泥の再利用を行うことを取り決めて、工事発注仕様書に個別指定制度を活用した再利用を明記している。また、建設汚泥の利用にあたっての品質基準について仕様書に明記している。

さらに、工事を受注した元請け会社は、工事仕様書に則り、個別指定の申請を県に行うという流れになっている。

- ・ 建設汚泥の再利用にあたっての品質管理等は、建設部局が責任を負っている。
- ・ したがって基本的に建設汚泥の適正処理に関する担保を県の工事発注部局でとっている。
- ・ 市町村へも、県の方針を通知している。県のやり方に準じて市町村独自の制度で、建設汚泥の再利用をしている市町村もある。
- ・ 建設汚泥を工事間で流用するための調整組織は特にないが、今後そういった組織を設置することを検討している。

### 3) 個別指定工事の状況

- ・ これまでに個別指定により建設汚泥を活用した工事で、建設汚泥再利用による不具合等は発生していない。

## 島根県への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月14日（廃棄物部局）

### 1) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について

- ・ 個別指定の担当者が土木部局の担当経験者であることから、①建設汚泥の利用者側での計画段階からのチェック等の知見がある。②県の土木部局と廃棄物部局の連携が密である。③個別指定の申請後のチェックが、1～2週間程度で可能である。
- ・ 再生利用のチェックポイントは、受け側工事で技術的な根拠を有しているか否か。
- ・ 工事着手後は、地元保健所が立入りに入ることもあるが、基本的には発注部局によるチェックが基本となっている。
- ・ 県の土木部では、国土交通省の動きを受けて、「建設副産物処理要領」の改訂版を4月1日に出し、建設汚泥の原則化ルールを盛り込むこととしている。
- ・ 島根県で出る建設汚泥は、基礎杭、ボーリング、下水道シールド等の非常に小規模なものが多い。（一部にはトンネル、ダム等の大規模なものもあるが。）このような小規模なものについて、国土交通省の動きに準じて土木部局から、廃棄物対策課へリサイクルについての相談がなされる。
- ・ これを受けて、廃棄物担当部局は、個別指定での利用を促し、適切な利用についての計画段階からチェックを行う。

## 青森県への補足ヒアリング結果

日時：平成19年4月20日

### 1) 建設汚泥の再生利用に係る流用調整等について

- ・ 民間工事で発生した汚泥を公共工事の盛土材として利用している。県では発生側と利用側の調整機関は設けておらず、発生工事側と利用工事側の当事者間で流用調整がなされたものと考えられる。
- ・ 県は個別指定申請書の確認や実績報告の確認等の事務的確認を行い、再生利用にあたっての品質確認は受け入れ側の公共工事の発注機関が行った。

## 豊田市への補足ヒアリング結果

日時：平成19年4月17日（廃棄物部局）

### 1) 建設汚泥の民間工事利用について

- ・ 一件は建設汚泥の発生工事と利用工事が同一発注者（土地区画整理組合）で自ら利用である。
- ・ 以前に農地として利用していた耕作土のキラ汚泥で、性状を検査し利用している。
- ・ もう一件は公共工事で発生した建設汚泥を利用工事発注者が鉱山跡地の土地造成資材として活用してされている。
- ・ 豊田市では、処理業者施設での処理状況（物理性状等）の検査、土壌汚染に係る事項（有害物等）について定期的に検査しており、問題は発生していない。
- ・ なお、建設汚泥の処理方法は利用事業者が改良剤添加量や改良品質等を確認し定めたものであり、事業期間中も利用業者が継続的に同一の処理方法による処理がなされることを確認している。
- ・ この場合の申請者は利用工事発注者である。

## さいたま市への補足ヒアリング結果

日時：平成19年4月17日 16:00（廃棄物部局）

### 1) 建設汚泥の民間工事利用について

- ・ 申請者である発生工事の発注者（さいたま市北部建設事務所）が、民間工事（独立行政法人都市再生機構）の宅地造成に活用しているが、利用上の不具合は発生していない。
- ・ 指定を受けた者は、建設汚泥の改良を行った事業者である。
- ・ 申請者に対する技術的な確認は北部建設事務所が行った。
- ・ さいたま市発注工事の請負会社が建設汚泥の排出場所に改良プラントを設置し、建設汚泥の改良を行った。

### **3. 2 代表的事業者へのヒアリング**

建設汚泥の適正処理やリサイクルを促進するためには、排出事業者である建設業者の役割が大きいことから、再生利用指定制度についての活用の意向や、制度の活用促進方法、制度活用上の問題点等について、代表的事業者（3社）へのヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査の結果、いずれの事業者からも、事業者側から工事の発注者側へ制度活用を申し入れることは、事業者側に経済的なメリットが無い限り考えにくいとの回答があった。

また、制度上の問題点としては、自治体によって制度運用に関する考え方が異なるため行政へ統一的な対応を求めていること、審査に時間がかかること、申請書の添付書類が多いといったことがあげられた。

次頁以下に、代表的事業者へのヒアリング結果を示す。

## 代表的事業者（A社）への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月16日 13:00～15:00

- ・ 国交省の建設汚泥の再生利用に関するガイドラインについては土公協の最終案を建設汚泥再生利用指針検討委員会にあげている。ガイドラインと環境省通知の突き合わせが必要である。
- ・ 再生利用指定制度の運用に係る環境省通知にはゼネコン側はさほど関心がない。あるいは混乱しているように思える。場外搬出の場合は許可業者委託、マニフェスト使用を徹底指導している。自ら利用の場合はガイドラインの定めるリサイクル伝票を使用している。
- ・ 再生利用制度を活用するに当たって、元請業者が建設汚泥処理土の受け入れ先を確保することは困難である。ガイドラインでは、処理土の受け入れ先を含めた処理方法を発注者が決定すると位置づけられている。ゼネコンは発注者の指示に従う。特記仕様書に記載があればその通りに行く。再生利用指定制度を活用するためには発注側が利用工事と調整する必要がある。
- ・ 発注者側から指定制度の活用事例を示して欲しい。現場に判断させるのは難しすぎる。自治体に相談に行くことは考えられない。
- ・ 審査に時間がかかる、申請書の添付書類が多い、利用工事側の書類について揃えられない、といった問題がある。

## 代表的事業者（B社）への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月16日 16:00～17:00

- ・ 地方自治体によって指導がマチマチである。再生利用指定制度を活用するのか、廃掃法の業の許可、許可業者委託で処分するのか、対応に差がありすぎる。自ら利用で申請を相談しても事例がないという対応もある。
- ・ ゼネコンから見ると、利用工事とのタイミングが合わない、審査に時間がかかる、といったことで積極的な活用は難しい。したがって、元請側から自治体に相談に行くことはあまり考えられない。
- ・ 廃棄物行政サイドは自ら利用と称した建設汚泥の不適正処理に対する懸念があるのではないか、発注者が積極的に再生指定制度の活用を図るように国交省から指示することが望ましい。
- ・ 廃棄物行政サイドよりむしろ建設行政サイドの方が利用意向はある。発注者が制度の利用を指定すれば費用がかかっても元請業者はそれに従う。再生指定制度の活用は発注者の意向次第である。
- ・ 民間工事において再生利用指定制度をゼネコンが積極的に活用するのは難しい。自治体も再生利用されることの確実性の担保や確認が難しいだろう。

## 代表的事業者（C社）への補足ヒアリング結果

日時：平成19年3月19日 15:00～16:00

- ・ 建設汚泥の再生指定制度の活用は発注者サイドが積極的でなければ進まない。元請業者は発注者の指示に従う。特記仕様書に記載があればその通りに行う。
- ・ ある自治体担当者の話では指定制度の利用はなじまない、業の許可で対応という意見もある。また、建設汚泥に下水汚泥と同様に有害物が含まれているという認識を持つところもある。再生利用されることの確実性の担保や確認に不安を持っているのではないか。したがって、業の許可と同様に2～3ヶ月の審査をするということも聞く。わざと審査を長引かせられる。性状・品質について分からないのが「審査できない」理由ではないかと考えられる。
- ・ 建設汚泥の発生工事と利用工事の調整が事前に行われ、行政の土木サイドの判断が入れば、指定に係る審査も安心ではないか。
- ・ 環境行政サイドには土の性状を理解してほしい。環境省は自治体の担当者に対しブロック別に説明会を行う必要がある。担当者の異動もあり、つぎはぎの通知では経緯を承知していないと判断が難しいのではないか。
- ・ 管理型処分場での処分より、指定制度の活用が望ましいが、最終処分業者がいる自治体では指定制度の活用はその業者の利権を損なうことに繋がりがねないので積極的でないのではないか。
- ・ 建設汚泥に関する通知の発出等のあるなかで「建設廃棄物処理マニュアル平成13年7月」が古くなってきている。建設廃棄物についての考え方を整理しないと混乱を生じるおそれがあり、同マニュアルの改訂が必要。

### 3. 3 アンケートデータの解析

アンケートデータを解析することにより、建設汚泥に係る再生利用指定制度を活用しているところとそうでないところの相違点や活用している自治体の制度運用方法等について調べた、また、3. 1、3. 2に示した自治体及び代表的事業者へのヒアリング結果とあわせて、再生利用指定制度の活用を促進するための方向性について検討した。

#### 3.3.1 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について

##### (1) 再生利用指定の利用の有無、今後の再生利用指定制度の活用意向等

過去5年間ならびに過去3年間の再生利用指定の有無、建設汚泥に係る再生利用指定の有無、今後の再生利用指定制度の活用意向、事業者からの再生利用指定に係る相談の有無等を表3-1のとおり整理した。

表3-1 再生利用指定の有無等による自治体の整理 (1/2)

番号	自治体名	グループ	利過 用去 指5 定年 あり 再生	利過 用去 指3 定年 あり 再生	定汚 あり 泥の 5再 年 生 間 に 用 建 指 設	定汚 あり 泥の 3再 年 生 間 に 用 建 指 設	い定 きた 後 今 度 を 再 活 用 利 用 指 定	き制 たい 度 を 再 活 用 利 用 指 定	今係 後る 、再 建 設 汚 泥 に 指 定	たあ こと が指 か ない の 行 相 談	付請 けを 基 本 的 指 定 の 受 け 申
1	北海道	B	○	○							
2	青森県	A	○	○	◎	◎	○	○			
3	岩手県	D					○				
4	宮城県	D									
5	秋田県	D									
6	山形県	D									
7	福島県	D								△	
8	茨城県	A	○	○	◎	◎	○				
9	栃木県	D									
10	群馬県	D					○	○			▲
11	埼玉県	D									
12	千葉県	D					○			△	
13	東京都	A	○	○	◎	◎	○	○			
14	神奈川県	D									
15	新潟県	D								△	
16	富山県	D									▲
17	石川県	D					○	○			
18	福井県	D					○	○			
19	山梨県	D					○				▲
20	長野県	B	○	○							
21	岐阜県	C	○				○	○			
22	静岡県	D									
23	愛知県	B	○	○	◎		○				
24	三重県	D								△	
25	滋賀県	B	○	○							
26	京都府	D					○	○			
27	大阪府	D									
28	兵庫県	D					○	○		△	
29	奈良県	B	○	○							
30	和歌山県	D									
31	鳥取県	D									
32	島根県	A	○	○	◎	◎	○	○			
33	岡山県	C	○								
34	広島県	D									
35	山口県	A	○	○	◎	◎	○	○			
36	徳島県	A	○	○	◎	◎					
37	香川県	D									▲
38	愛媛県	A	○	○	◎	◎	○	○			
39	高知県	D					○				

表 3-1 再生利用指定の有無等による自治体の整理 (2/2)

番号	自治体名	グループ	過去5年間に再生利用指定あり	過去3年間に再生利用指定あり	過去5年間に再生利用指定あり	過去3年間に再生利用指定あり	今後、再生利用したい	今後、再生利用したい	今後、建設汚泥に係る再生利用指定	事業者からの相談	再生利用指定の申請を基本的な受け
40	福岡県	D									
41	佐賀県	B	○	○							
42	長崎県	A	○	○	◎	◎					
43	熊本県	D									
44	大分県	B	○	○			○	○			
45	宮崎県	D									
46	鹿児島県	D									
47	沖縄県	B	○	○			○				
50	旭川市	B	○	○							
51	札幌市	D									
52	函館市	B	○	○							
54	仙台市	B	○	○							
55	千葉市	D					○	○			
56	横浜市	D					○	○	△		
57	川崎市	D							△		
58	横須賀市	D								▲	
59	新潟市	D							△		
60	金沢市	D								▲	
61	岐阜市	D							△		
62	静岡市	D									
63	浜松市	D							△		
64	名古屋市	D							△		
65	京都市	C	○								
66	大阪市	B	○	○	◎						
67	堺市	B	○	○							
68	東大阪市	B	○	○				○			
69	神戸市	D					○	○			
70	姫路市	D								▲	
71	尼崎市	D								▲	
72	和歌山市	D								▲	
73	広島市	C	○		◎		○	○			
74	呉市	D									
75	下関市	B	○	○							
76	北九州市	D									
77	福岡市	D					○	○	△		
78	大牟田市	D									
79	長崎市	D					○	○			
80	佐世保市	D							△		
81	熊本市	D					○	○	△		
82	鹿児島市	D							△		
83	岡山市	D									
84	宇都宮市	D								▲	
85	富山市	B	○	○							
86	秋田市	D					○				
87	郡山市	D							△		
88	大分市	B	○	○			○				
89	松山市	D								▲	
90	豊田市	A	○	○	◎	◎					
91	福山市	D									
92	高知市	D									
93	宮崎市	D					○	○	△		
94	いわき市	D							△		
95	長野市	D							△		
96	豊橋市	D							△		
97	高松市	D							△		
98	相模原市	D							△		
99	西宮市	D								▲	
100	倉敷市	B	○	○							
101	さいたま市	A	○	○	◎	◎	○				
102	奈良市	D							△		
103	川越市	D								▲	
104	船橋市	D							△		
105	岡崎市	D							△		
106	高槻市	D									
合計			32	28	13	10	30	21	25	13	

自治体を過去5年間ならびに過去3年間の再生利用指定の有無、建設汚泥に係る再生利用指定の有無、今後の再生利用指定制度の活用意向、事業者からの再生利用指定に係る相談の有無等でグループ分けすると、以下のように分類できる。

- (A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体（10自治体）
- (B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体（18自治体）
- (C) 過去3年間では再生利用指定を行ってはいないが、過去5年間には再生利用指定を行った自治体（4自治体）
- (D) 過去5年間に再生利用指定を行ったことがない自治体（71自治体）

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体については、建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用状況や今後の活用意向について、「**3.3.2**」及び「**3.3.6**」に整理した。

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体についてはも建設汚泥に係る再生指定制度の指定を行わない要因について、「**3.3.3**」に整理した。

(C) 過去3年間では再生利用指定を行ってはいないが、過去5年間には再生利用指定を行った自治体については、建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用にあたっての問題点等について、「**3.3.4**」に整理した。

(D) 過去5年間に再生利用指定を行ったことがない自治体については、再生指定制度の指定を行わない要因について、「**3.3.5**」に整理した。

### 3.3.2 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用自治体の状況

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体の回答について、以下のとおりに整理した。

#### (1) 建設汚泥に係る再生利用指定活用自治体の今後の活用意向

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方をみると「活用していきたい」が50%、「その他」が40%である。その他については回答内容から判断して、すべて適切に「活用していきたい」との意見であり、うち2自治体では公共工事において活用していくこととしている。

表 3-2 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		し指建て定設 い制汚 き度泥 たをに い積係 極る 的再 に生 活利 用用	し指建て定設 い制汚 く度泥 考をに え積係 は極る な的再 いに生 活利 用用	そ の 他	
全体	10 100.0	5 50.0	1 10.0	4 40.0	0 0.0

<その他の回答内容>

茨城県	県内で発生する建設汚泥発生量を考慮して活用する事になると推測される。
長崎県	相談、申請に対しては適切に対応していく。
豊田市	公共工事における再生利用個別指定は建設汚泥に限り指定を継続する。民間事業者については、第2種処理土と同品質まで改良させ自ら利用をさせている。今後検討していく。
さいたま市	公共関与の工事においては活用していく。

#### (2) 建設汚泥に係る再生利用指定活用自治体の条例、指針の策定状況

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況について、(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定を行った自治体についてみると「策定している」が40%である。

表 3-3 再生利用指定制度に関連するの条例、指針の策定状況について

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用について規定した条例、指針等の策定状況について	回答母数	1	2	無回答
		策定している	策定していない	
全体	10 100.0	4 40.0	6 60.0	0 0.0

**(3) 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認**

施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法について、主に実績報告の確認や立入検査があげられている。

表 3-4 施工中及び施工後に建設汚泥の再生利用の確実な実施の確認の方法

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

青森県	排出側と利用側での数量確認。
茨城県	無通告の立入検査を実施するが、建設現場であるため、指摘事項は建設廃棄物の取り扱いが主となる。 事業が完了した際には、実績報告をしてもらっている。
東京都	これまでは公共工事等について指定を行ってきたため、指定審査の段階で利用方法等についてチェックし、再生利用が確実に実施されていることを確認してきた。 都規則改正により指定対象が民間工事にも拡大するため、今後は、必要に応じて利用現場の現地調査を実施する。
島根県	利用工事側についても個別指定を行うこととしている。
山口県	基本的に公共事業における指定であるため、発注者としての施工管理の中で確認している。
徳島県	施工現場ごとに立入検査を実施している。
愛媛県	本県で定める規則第8条により、毎年6月30日までに再生輸送又は再生活用に関する実績報告書により確認している。
長崎県	必要に応じて立ち入り検査を行い施工状況について確認を行う。
豊田市	公共工事に限っているため、担当部局で管理監督を行ってもらうことで対応している。
さいたま市	定期的な報告書の提出及び立入検査の実施。

#### (4) 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点として、いずれも適正処理を確保するための品質や利用状況の確認に関する事項があげられている。

表 3-5 建設汚泥に係る指定制度の運用にあたって判断に苦慮した理由

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

青森県	これまでの指定は全て公共工事に係るものであった。 当該制度の利用にあたって、元請業者が申請者であり、指定を受けるわけだが、公共工事の場合、管理しているのは発注者であり、発注者の指示の下、申請が行われている。 実際は発注者が申請書の大部分を作成しているようでありその方が管理しやすいようであるため発注者主体で手続き、工事が進んだ。 そのため指定された業者がそもそも制度の内容を理解しているのか、廃棄物に係る知識・技術が十分なのか判断に苦慮した。
茨城県	基本的に自ら利用に該当する部分について、個別指定という形で実施している。 自ら利用であっても、建設汚泥の取り扱いが適切でないケースが見受けられるため、一連の再生利用計画（排出場所、処理を行う場所、使用する場所）を明確にした上でそれぞれの段階で配慮すべき点を明確にしている。
東京都	「再生活用が営利を目的としないこと。」を個別指定の指定基準としていたが、適正な費用の一部であることが明らかな料金の範囲について明確な判断基準がなかったため、民間工事を指定対象としてよいのか対応に苦慮した。これまで東京都では、民間工事は営利目的事業であると判断し指定を行ってこなかった。 なお、都規則改正により「再生活用が営利を目的としないこと。」という指定基準を削除したため、平成19年2月以降は民間工事も指定の対象となった。
島根県	本県においては、再生利用の用途先での利用方法や汚泥処理物の強度等が再生利用先によって異なることから、確実に再生利用されることを確認する必要があるため、最終的な用途行為についても個別指定の対象とするよう、土木部と調整を行っている。
山口県	建設汚泥の利用の用途とその品質の妥当性の判断が難しい。
徳島県	建設汚泥処理土の品質基準の判断に苦慮する。
愛媛県	建設汚泥処理物の品質が、その用途に再生利用できるという客観的な価値を確認するための判断基準（物性値）に苦慮する。
長崎県	生活環境保全上の対策については慎重に判断を行った。
豊田市	利用用途を造成目的としているが、盛土又は埋立資材としての利用となるため、一見汚泥の不法投棄と変わらない。今後、国の指針どおりの解釈とする場合、再生利用個別指定で指定し利用した汚泥については廃棄物でなくなるため、利用する品質、防災上での責任、指定した自治体の責任について検討する必要がある。現在は、公共事業に準ずる事業においてのみ指定を行い、あくまでも廃棄物を再生利用しているもので、不要になれば再度廃棄物として処理する考えに立っていたので品質については特に考慮していなかった。（参考：当市では、建設汚泥については第2種処理土と同等の品質に改質することで自ら利用を認めている。）
さいたま市	申請者を誰にすべきか（発生工事の発注者か元請業者かなど）。 利用工事での利用状況の確認。

## (5) 指定を認めることが考えにくい適用工事

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を認めることが考えにくい工事についてみると、「農地での民間利用事業」が80%、「民間宅地造成工事」が50%、「法令等による認可された民間工事」と「公益工事」がともに30%の自治体であげている。

表 3-6 指定を認めることが考えにくい適用工事

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

事業者から指定の申請があった場合、指定を認めることが考えにくい適用工事について	回答母数	1	2	3	4	5	6	無回答
		民間宅地造成工事	業農地での民間利用事業	区れ法画整理工事等(土地)	区れ法画整理工事等(土地)	港公益電力事、(ガ鉄道、空)	公共工事	
全体	10 100.0	5 50.0	8 80.0	3 30.0	3 30.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0

## (6) 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用、指定にあたっての問題点等

過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定制度を活用した自治体では、制度の活用を促進するための方策として、発注者が指定を受けることができること、審査期間を短くできること、公共工事の発注者に広く周知して促すこと、といったことをあげている。

表 3-7 建設汚泥に係る再生利用指定制度の問題点及び活用促進策

(A) 過去3年間に建設汚泥に係る再生利用指定による指定を行った自治体

青森県	<p>現状の制度は利用側が指定を受けるものであるため、利用側に優位な制度とならないと利用者は増加しない。</p> <p>公共工事での利用が多いため、一定の条件を満たして発注者が監督できる場合、<u>発注者が指定を受けることができるようになれば良いと思う（その要望が多い）</u></p> <p>県レベルの工事は汚泥処理物を再利用できる量も少なく工事期間も短かいいため、工時間の土木期をうまく調整できない。そのため<u>審査期間を短かくできる制度</u>であって容易に活用できる内容の制度でなければ、難しい。</p> <p><u>公共工事の発注者に広く周知して利用を促す。</u></p>
茨城県	<p>利用される側の内容を明確してからの運用が必要。</p> <p>建設汚泥が発生する工事の設計の際に再生利用計画を綿密に作る。</p> <p>ベースは廃棄物を排出現場外へ持ち出すことを最初に考えるのではなく、場内再生利用に努める事に排出事業者側の配慮が必要。</p>
東京都	<p><u>再生活用工事に関する責任の所在が明確になるなどの利点もあり、</u>都では建設汚泥の利用工事を指定対象としている。</p> <p><u>都県市をまたぐ広域的な再生利用を行う場合は、上記を含め各自自治体で指定制度の運用に関し共通化を図る必要がある。</u></p>
島根県	<p>本県においては、建設汚泥の場合1工事現場あたりの排出量が少量（10t以下）の工事が多く、再生利用を行う場合、埋立処分より高額となることから再生利用にまわらず埋立処分されている状況にある。</p>
山口県	<p>利用資材としての品質を確保し、またその品質を確認する方法が一般化されていない。そのため、再生利用指定を受けて造成した土地や農地が工事施工後利用できない事態も起こりうる。</p> <p>さらに、廃棄物である汚泥の不法埋立を行うために、再生利用指定制度が悪質な事業者によって利用されるおそれがある。</p>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理土の品質確保が不十分な可能性がある。</li> <li>・再生利用現場の確保ができず、不適正処理の恐れがある。</li> </ul>
愛媛県	<p>本制度が進まない理由</p> <p>○個別指定制度で指定された排出場所及び活用場所等に変更が生じれば、<u>随時その旨記載した変更届出を提出する必要があり、書類の提出頻度が多く、煩雑である。</u></p> <p>○個別指定制度により指定された業者は、法上、処理基準が適用されないことから、処理物の適正な再生利用を担保するため、本県では対象となる産業廃棄物を排出する事業、及び処理物を再生利用する事業を「公共が関与する事業」に限定している。</p>
豊田市	<p>公共事業であれば特に問題はあるとは考えていない。</p>

### 3.3.3 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体の状況

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体の回答について以下のとおりに整理した。

#### (1) 今後の再生利用指定制度の活用について

今後の再生利用指定制度の活用の考え方をみると、「活用していきたい」が22%と少なく、「その他」が50%である。「その他」の回答は概ね、相談に対し個別に判断という内容である。

表 3-8 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体

今後の再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		活再生し利用指定制度を	ない活再生し利用指定制度を	その他	
全体	18 100.0	4 22.2	5 27.8	9 50.0	0 0.0

<その他の回答内容>

北海道	指定者に処理基準がかからないなど運用が難しいため慎重に対応していきたく
長野県	相談内容に応じて対応してゆきたい。
滋賀県	今後の動向を踏まえつつ、個々の事例に対応していきたく。
佐賀県	積極的に活用していく考えはない。
旭川市	相談があれば応じる。
仙台市	現在、厨芥類に限り指定を行っているが、再生利用の現状を把握し、制度の適用を検討していきたく。
堺市	現行どおり活用していく。
下関市	再生利用の内容等により個別に検討していく。
富山市	事業者の要望に応じて対応できるものは対応していく。

#### (2) 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体では、建設汚泥の指定を行ったことがない理由として、「事業者からの相談がない」としているところが多い。ただし、2自治体からは手続きの煩雑さや業許可取得を促している等の理由があげられた。

表 3-9 建設汚泥の指定を行ったことがない理由

(B) 過去3年間に再生利用指定は行ったが建設汚泥の指定を行ったことがない自治体

長野県	事業者からの相談がなかったため。
奈良県	事業者からの相談がないから。
佐賀県	事業者からの相談がない。
大分県	・建設部局と建設汚泥の指定制度について、詳細の協議を行い有効利用をしていく予定である。 ・事業者からの相談はあったが、少量であったため、指定制度を利用しなかった。
沖縄県	事業者から、相談も申請もない。
旭川市	事業者から相談を受けた事例がない。
函館市	事業者から建設汚泥の利用の相談がないため。
仙台市	①手続きがはん雑すぎて、事業者が断念する。 ②排出先と利用先の工事期間の調整がつかない。 ③利用先において「建設汚泥」というイメージをきらう。 ④利用先がメインになって手続きをする必要がある。
堺市	建設汚泥については、処理を受託する業者に対しては業許可取得を指導している。
東大阪市	再生利用指定制度等が示されている「建設汚泥リサイクル指針(平成11年10月)」については、環境省から、その取扱いについて正式な答えが平成18年7月4付(環産産発第060704001)の通知まで得られなかったため。
下関市	事業者からの相談がない。
富山市	事業者からの相談がない。
大分市	事業者からの申請がない為、指定したことはない。
倉敷市	現段階では、事業者から個別、具体的な相談がない。

### 3.3.4 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体の状況

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体の回答について以下のとおりに整理した。

#### (1) 今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用についての考え方

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について、「積極的に活用していきたい」が2自治体、「積極的に活用していく考えはない」が1自治体である。「その他」が1自治体である。「その他」の回答内容は、具体的な相談等があれば、審査方法等の整備も含め、対応を検討したいとするものである。

表 3-10 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		活用建設汚泥指定制度にき係る積る極再生に利	い活用建設汚泥指定制度にき係る積る極再生に利	その他	
全体	4 100.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0

<その他の回答内容>

岡山県	具体的な相談等があれば、審査方法等の整備も含め、対応を検討したい。
-----	-----------------------------------

表 3-11 過去3年間に建設汚泥の指定を行ったことがない理由

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体

岐阜県	業者からの申請がなかったため。
岡山県	①事業者からの具体的な相談事例がない。 ②仮に相談があっても、現行の指定基準の見直しも含め、審査方法等の整備が必要であり、直ちには指定を行うのは困難。
京都市	事業者からの相談がないため。

建設汚泥に係る再生利用指定制度の問題点及び活用促進策について、積極的に活用したいとする自治体では、利用工事の確保や処理業者の処理段階での確認が必要としている。積極的に活用していく考えはない自治体では、建設汚泥は再生利用指定制度に適さないとしている。その他と回答した自治体では、現行の審査体制を見直す必要があるとしている。

表 3-12 建設汚泥に係る再生利用指定制度の問題点及び活用促進策

(C) 過去3年間の再生利用の指定はないが過去5年間には行ったことがある自治体

広島市	(積極的に活用していきたいと回答) 建設汚泥の排出事業者が、汚泥を再利用できる工事現場を探すことができる体制が必要である。 建設汚泥の中間処理を産業廃棄物処理業者受託した場合、利用工程の段階で、指定対象の汚泥と指定対象外の汚泥の区別ができない可能性がある。
岡山県	(その他と回答) 建設汚泥処理物が確実に再生利用されることの確認等を行うには土木技術面からの審査も必要であり、現行の審査体制を見直す必要がある。
京都市	(積極的に活用していく考えはないと回答) 建設汚泥の再生は、廃油や木屑などに比べて再利用が難しく、また不法投棄やリサイクル偽装等も度々おきていることなどを考えると、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を行う者を指定する当制度の運用は、現時点においては適さないと考えます。

### **3.3.5 過去5年間に再生利用指定制度を活用したことがない自治体の状況**

(D) 過去5年間に再生利用指定を行ったことがないとする自治体の回答について以下のとおり整理した。

#### **(1) 相談の有無等別の今後の再生利用指定制度の活用の考え方**

建設汚泥に係る再生利用指定制度の指定を行ったことない自治体について事業者からの再生利用指定に係る相談の有無等でグループ分けすると、以下のように分類できる。

(D-1) 建設汚泥に係る再生利用指定の申請を基本的に受け付けないが 12 自治体

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがないが 25 自治体

(D-3) 事業者からの相談がないが 34 自治体であった。

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用について、(D-1) 建設汚泥に係る再生利用指定の申請を基本的に受け付けない 12 自治体では「活用していきたい」が 8%、「活用していく考えはない」が 42%、「その他」が 42%であった。

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない自治体では「活用していきたい」が 24%、「活用していく考えはない」が 20%、「その他」が 56%であった。(D-3) 事業者からの相談がない自治体では「活用していきたい」が 29%、「活用していく考えはない」が 12%、「その他」が 59%であった。

「その他」の回答内容を見ると「相談を受け判断する」が 6 自治体、「基準等に適合しているものについては指定を行う」が 4 自治体、「積極的に活用を検討する」が 4 自治体、「検討中」が 4 自治体、「利用基準が判断しやすく示された場合に活用する」が 2 自治体である。

表 3-13 今後の再生利用指定制度の活用の考え方

(D) 過去5年間の再生利用の指定を行ったことがない自治体

今後の建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用の考え方について	回答母数	1	2	3	無回答
		し指建てい制汚き度泥たをに積極る的再生活利用	し指建てい制汚く度泥考をにえ積極るな再生生活利用	その他	
全体	71 100.0	17 23.9	14 19.7	39 54.9	1 1.4
基本的に受けつけていない。	12 100.0	1 8.3	5 41.7	5 41.7	1 8.3
事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない	25 100.0	6 24.0	5 20.0	14 56.0	
事業者からの相談はない	34 100.0	10 29.4	4 11.8	20 58.8	2 5.9

<その他の回答内容>

(D-1) 基本的に受けつけていない。

検討中	金沢市	再生利用指定制度の審査体制について石川県と協議中。
活用考えていない	姫路市	本市では既に産業廃棄物処分業許可を取得して建設汚泥の再生利用を行っている事業者もあり、原則として廃棄物処理法に基づく業の許可を取得して事業を行うよう指導しているため、現在のところ再生利用指定制度の積極的な活用は考えていない。

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことはない。

検討中	和歌山県	必要に応じて検討。
相談をうけ判断	鹿児島県	事業者から相談があった際に指定制度の活用を判断する。
	鳥取県	個別事例ごとに制度適用を判断する。
基準に従い対応	大阪府	工事期間や再生利用先・利用方法が限定される条件でのみ活用を検討したい。
	広島県	再生利用業個別指定の申請があれば、申請内容を審査し、指定基準を満たすものであれば、指定を行う。

(D-3) 事業者からの相談はない。

積極的に検討	栃木県	県の公共工事指導部局の建設汚泥の再生利用に係る指導等連携し活用等と検討していきたい。
	神奈川県	制度の運用については、今後、土木部局等の公共工事発注部局、県内政令市等の動向を踏まえ、検討していく予定。
	山梨県	事業者側からの相談があれば、活用していきたい。
	高知県	事業者から相談があれば、積極的に対応していきたい。
検討中	札幌市	再生利用指定制度の活用については、全国的な状況を見ながら検討していきたい。
	北九州市	現在、検討中である。
相談をうけ判断	宮崎県	事業者からの要望や必要性があれば検討する。
	静岡市	相談があれば対応する。
	岡山市	事業者からの相談を受け個別に判断していく。
	秋田市	相談があった場合には活用していく。
基準に従い対応	岩手県	事業者から相談があれば、岩手県が定めている条例に基づいて審査し、基準等に適合しているものについては指定を行う。
	宮城県	「再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者」という法の趣旨を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年3月1日宮城県規則第7号)第6条に定める「再生利用業者の指定に係る基準」に従い対応することとしている。
その他	山形県	指定制度については今後とも活用していくが、建設汚泥に特化して行うものではない。また、一般指定については考えていない。
	埼玉県	公共事業に係る建設汚泥以外は認めていない。
	横須賀市	法に則り対応したい。

## (2) 事業者からの相談はあるが、指定を行ったことがない理由

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない 25 自治体について、指定を行ったことがない理由をみると (表 3-14)、「相談はあるが制度の条件に合うような事例がない」が 9 自治体、「審査体制が十分でない」が 5 自治体、「再生利用の判断基準明確でない」が 1 自治体、「既存業者への影響懸念」が 1 自治体、「工事規模が小さく排出量が少ない」が 1 自治体である。また、「業の許可を指導している」が 5 自治体である。

さらに、このグループについて、指定制度の運用にあたっての判断に苦慮した点をみると「不適正処理の懸念」が 5 自治体、「品質保証の懸念」が 5 自治体、「審査体制が不十分」が 5 自治体、「制度が未整備」が 5 自治体、「利用工事の確保」が 1 自治体、「業許可による対応が可能」が 2 自治体であった。

表 3-14 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない理由

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない自治体

相談はあるが申請なし	福島県	指定の対象は、再生されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者であり、基準的には営利を目的としないことが基準となっており事業者からの申請がないため。 また、産業廃棄物の処理施設に係る設置許可等は必要であることも理由と考えられる。
	新潟県	申請まで至る事例がない。
	兵庫県	※事業者からの簡易な相談はあるが、審査を行うに至る具体的な事例はない。 ※県においては、再生利用の個別指定の基準を県施行細則で規定しているが、この中で産業廃棄物を原則無償で引き取ることにしていることが、具体的な相談がないことの原因の一つとも考えられる。 ※相談があれば、審査のうえ、指定に向けて前向きに検討していく。
	川崎市	これまで、事業者から制度についての問い合わせはあっても、具体的に申請したいという段階までの相談を受けていない。 なお、この制度は、法第15条の4の2の再生利用認定制度、法第15条の4の3の広域認定制度から外れるような地域性のある産業廃棄物が対象となり、再生利用が確実であることが条件となるので、指定の要件を満たす場合はかなり限られるのではないかと思われる。
	新潟市	相談を受けた事例はあったが、「利益を目的としない」等の説明をしたところ指定の申請までに至らなかった。
	佐世保市	指定制度の説明をしたが事業者からの申請がなかった。
	いわき市	本市の要件に適合する事例がなかったため。
	船橋市	事業者から再生利用指定制度について説明を求められたことがある程度で具体的な申請に係る相談は受けたことがない。
岡崎市	指定の基準に合致する者がいないため。	
再生利用の担保	千葉県	「再生利用が確実である」とする判断基準が明確でない(例えば埋立用材として使用する場合など、処分と再生利用のいずれに該当するか判断が困難である)。
審査体制が不十分	福岡市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない。
	熊本市	審査体制が整っていない。 個別に再生利用の相談を受け、実際に再生利用されたことはある(建設汚泥)。
	鹿児島市	具体的な審査基準が示されていない。
	福山市	再生利用指定制度の審査体制が整っていない。
高松市	1. 相談件数が少ないこと。 2. 人員等の審査体制が整っていない。	
既存業者への影響	豊橋市	指定をおこなったことにより既存の産業廃棄物処分業者に与える影響や新たに指定を受けようとする(似非指定業者)の介入が予想される。このことを理由に、再生利用個別指定業の審査基準は設けているものの、指定を行うことには極めて消極的である。
工事規模が小さい	奈良市	事業者が労力に見合う、排出量(大きな工事)がないようである。
業の許可を指導	三重県	事業者の計画では利益追求しないことや廃棄物の継続的な供給等の条件をクリアすることが困難である。 廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導している。
	横浜市	廃棄物処理法に基づく業許可を基本として指導しているため。
	岐阜市	事業者からの相談はあるが、廃棄物が確実に再生利用されるか疑問であるため。廃棄物処理法に基づく処分業の許可を取得するよう指導している。
	浜松市	産業廃棄物に関しては、処分業許可で対応できる場合は指定制度を運用していない。
	名古屋市	事業者からの相談があるが、処分業の許可を取るようすすめており、指定を行った事例はない。

表 3-15 建設汚泥に係る再生利用指定制度の運用にあたって判断に苦慮した点

(D-2) 事業者からの相談はあるが指定を行ったことがない自治体

不適正処理の懸念	千葉県	「再生利用」の具体的な判断基準がなく、再生利用と称する不適正処分につながりかねない。 再生利用施設については、設置許可や生活環境保全対策の実施と現地確認等の施設設置に係る手続きが必要であり、申請から指定までに相当の期間を要するため、工期の短い工事には対応できない。 中間処理業者の施設を利用する場合は、他の発生場所の汚泥の困窮防止対策が担保できないため、指定の対象とするのは困難である。 発生工事の土壌が土壌環境基準を満たさないなど、再生利用に適さない例も多くある。 また、建設汚泥処理物の環境に対する安全性の確保も必要である。 発生時期と利用時期のずれにより、仮置き(保管)をする場合の指導基準(保管方法、許容される保管期間等)を定める必要がある。
	三重県	建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 第三者期間による審査体制及び建設汚泥処理物についての統一した基準が必要。
	郡山市	万一、指定された業者が不適正な処理を行ったとしても、廃棄物処理法上の罰則規定がない。
品質保証の懸念	新潟市	建設業者等で汚泥を取り扱う業者は既に収運業、処分業の許可を取得しており、再生土として販売している実態があること及び指定すれば行政がその品質について保障しなければならないというリスクを感じている。 現在、北陸地方建設副産物対策連絡協議会等と連携して「建設汚泥利用マニュアル」の作成を行っているところである。
	岡崎市	再生物の品質保証、当市にける再生物に対する需要を考慮すると、指定制度の導入は急務ではないと考える。
	いわき市	建設汚泥の再生利用に係る品質の基準等の法的な整備がなされていない。
品質保証や不適正処理懸念	鹿児島市	(例) (1)利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 (2)建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 懸念があるためより具体的な審査基準等の指針が必要である。
	豊橋市	・利用工事側の求める品質を満足できない可能性がある。 ・建設汚泥処理物に廃棄物が混入され、不法投棄まがいの事態が懸念される。 ・第三者機関による審査体制が必要ではないか。 ・公共用地での一時保留が有効であるが、廃棄物処理法との適合が問題である。 ・指定を行った後の指定業者に対する監視体制が必要。 ・産業廃棄物処分業者と指定を受けた業者との違いが理解しにくい。
審査体制が不十分	浜松市	指定要件の審査・確認が困難。 厳格に審査するには現体制では対応が困難。
	兵庫県	建設汚泥は発生工程等により性状・成分等が千差万別であり、それに伴い再生活用方法も多種多様なものとなり、それに応じた高レベルな審査体制を確立することが必要である。
	佐世保市	処理業許可の審査体制で再生利用指定制度の審査が行うことになるが現体制では人数が不足している。 処理業認可業務に専念しているため再生利用を制度の運用を細かく検討していない。
利用工事の確保	横浜市	再生利用指定制度を運用するにあたっては、排出事業者は多いが、実際の受け入れ先(利用場所)が確保されにくいいため、この制度が進まないと思います。 また、この制度を運用する場合、審査体制(人員確保)が必要であり、現状での増員は難しい。
制度が未整備	川崎市	再生利用指定する規定はあっても、指定を取消す規定が整備されていない。このため、一度指定してしまうと、指定を認めるにあたって事業者から提出されたデータに誤りがあることが判明しても、指定を容易に取消すことができない。 都道府県や政令市の区域を越える再生利用が行われる場合にあっては、関係自治体と調整しないと制度が有効に機能しない。
	熊本市	法第15条の4の2(産業廃棄物の再生利用に係る特例)と同じように、再生利用に関する具体的な基準等について国が定めることで、少しはこの制度が進むのではないか。 ※指針ではなく、関係省庁協議の上、具体的な基準(共同命令etc)を定めるべき。
	相模原市	再生利用指定制度の指定の申請者は「利用工事の元請施工者」と考えるが、「利用工事の発注者」の関与も重要であり申請対象者の検討が必要である。
業許可による対応が可能	福島県	指定の対象は、再生されることが確実である産業廃棄物のみを処理を業として行う者であり、基準的には営利を目的としないことが基準となっており事業者からの申請がないため。 また、産業廃棄物の処理施設に係る設置許可等は必要であることも理由と考えられる。
	長野市	・産業廃棄物処理業許可による対応が可能であり、許可に比べ再生利用指定制度はメリットが少ない。 ・指定区域を越える広域的な移動への対応が難しい。
その他	奈良市	本市では、建設汚泥を再生までして利用しようとするような大きな工事(地下鉄・下水道本管・トンネル等)がないこと、小さな工事でも、制度を利用しようとしたときの労力が業者側には、負担になっていると思われる。
	船橋市	個別指定を行う場合産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者の施設において処理する場合にあっては個別指定外の複数の排出事業者からの汚泥が混入するおそれがある。
	福岡市	・排出側の工事で発生する汚泥量の算出が難しい。 ・排出側工事業者が、建設汚泥の定義を正確に認識していない。

### 3.3.6 建設汚泥に係る再生利用指定制度の活用事例

再生利用指定制度の活用促進のため参考となるように、積極的な制度活用を行っている自治体の状況を以下に示す。

#### (1) 建設汚泥に係る再生利用指定事例の内容

##### ①青森県

青森県では、鉄道運輸機構で発生した建設汚泥を町村の工事の盛土に利用するなど異なる機関の工事間で流用している。申請は利用工事の発注者や施工業者が行っている。

表 3-16 <青森県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.12	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	国交省	官	路体盛土	2	利用工事発注者(許可なし)	2週間
H16.12	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	天間林村	官	路体盛土	2	利用工事発注者(許可なし)	2週間
H17.11(注)	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	七戸町	官	路体盛土	2	利用工事施工業者(業許可なし)	1.5ヶ月
H17.11(注)	鉄道運輸機構	官	泥土圧シールド	七戸町	官	路体盛土	2	利用工事施工業者(業許可なし)	1.5ヶ月

注：指定後、土工期が合わず、工事終了で実績ゼロ。

##### ②島根県

島根県内の工事現場で発生する建設汚泥は、基礎杭、ボーリング、下水道シールド等の非常に小規模なものが多い。これらは県土木部等から廃棄物対策課へ相談がなされる。審査は廃棄物対策課に配属された土木技術者が行う。手続き期間が1～2週間と短い。審査のチェックポイントは、受け側工事で技術的な根拠を有しているか否かで、工事着手後は、地元保健所が立入に入ることもあるが、基本的には発注部局によるチェックが基本になっている。

表 3-17 <島根県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.12	日本道路公団	官工事	トンネル工事の濁水処理	日本道路公団	官工事	道路路体用盛土	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	2週間
H17.9	大東町水道局	官工事	地盤改良	島根県土木部	官工事	道路路体用盛土	パターン2	・利用工事施工業者(業許可なし)	1週間

##### ③山口県

山口県における指定事例の多くは発生工事と利用工事が同一であり、搬出工程、処理工程、利用工程を同一事業者が行う現場内流用である。申請は発生工事の元請け業者が行っている。建設部局で工事発注前に指定制度による活用を条件化した工事の発注が行われている。

再生利用指定制度の活用にあたっては、工事発注前に事前に、土木事務所（建設部局）と保健所（廃棄物部局）が調整し、再生利用指定制度を活用した建設汚泥の再利用を行うことを取り決めて、工事発注仕様書に再生利用指定制度を活用した再利用を明記している。

さらに、工事を受注した元請け会社は、工事仕様書に則り、再生利用指定の申請を県に行うという流れになっている。

建設汚泥を工事間で流用するための調整組織は特にないが、今後そういった組織を設置することを検討している。建設部局（技術管理課）では、指定制度の運用通知を作成し、市町村へ、県の方針を通知している。

このように建設部局が主導で、再生利用指定制度を活用している。

表 3-18 <山口県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.8	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2週間
H16.8	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H16.9	山口県岩国土木建築事務所	官工事	ブレポーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2週間
H16.12	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良(浅層混合処理)	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.5	山口県岩国土木建築事務所	官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.8	山口県宇部土木建築事務所	官工事		山口県宇部土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.8	山口県岩国土木建築事務所	官工事	ブレポーリング工法	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2ヶ月
H17.9	山口県周南土木建築事務所	官工事	地盤改良 浅層混合処理工法	山口県周南土木建築事務所	官工事	裏埋盛土材	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	2ヶ月
H17.12	山口県岩国土木建築事務所	官工事	地盤改良(二重管方式超高压喷射かく拌工法)	山口県岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H17.12	山口県柳井土木建築事務所	官工事	地盤改良	山口県柳井土木建築事務所	官工事	道路盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	3週間
H18.5	岩国市	官工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	公共工事	工作物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.5	日本下水道事業団	公共工事	泥土圧シールド工法	日本下水道事業団	公共工事	工作物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.6	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務	公共工事	掘削工	山口県宇部小野田湾岸道路建設事務	公共工事	道路路体盛土		工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.8	岩国市	官工事	中掘工法	岩国市	官工事	盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H18.10	岩国市	官工事	掘削工	岩国市	官工事	建築物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	3週間
H18.12	岩国土木建築事務所	官工事	グラフト注入工法	岩国土木建築事務所	官工事	道路路体盛土	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	1ヶ月
H19.1	岩国市	官工事	泥土圧ミニシールド工法	日本下水道事業団	公共工事	工作物の埋戻し	パターン2	工事施工業者(収運業者、処分業なし)	10日間

#### ④徳島県

徳島県の再生利用指定の事例では、公共工事で発生した建設汚泥を民間工事（西日本高速道路株式会社）の盛土に活用している。申請者は発注工事の発注者である。

表 3-19 <徳島県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H17.6	徳島県県土整備部	官工事	泥土圧シールド工法	西日本高速道路(株)	民間工事	道路路体用盛土	パターン3	発注者	2ヶ月

#### ⑤愛媛県

愛媛県の再生利用指定の事例では、発生工事と利用工事が同一発注者であり、基本的には現場内流用である。申請は利用工事の元請け業者が行っている。手続き期間は1ヶ月と短い。

表 3-20 <愛媛県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H15.11	中国四国農政局	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	官工事	農地造成における盛土材	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	1ヶ月
H16.3	中国四国農政局	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	官工事	道路路体用盛土材	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	1ヶ月
H17.5	中国四国農政局	官工事	泥水シールド工法	中国四国農政局	官工事	農地造成における盛土材	パターン2	利用工事施工業者(業許可なし)	1ヶ月

⑥長崎県

長崎県の再生利用指定の事例では公共工事で発生した建設汚泥を水面埋立に活用している。申請者は発注工事の発注者である。

表 3-21 <長崎県の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H19.1	長崎県(長崎土木事務所)	官工事	高圧噴射攪拌工法	長崎県土地開発公社	官工事	水面埋立	パターン3	発生工事発注者	2ヶ月

⑦豊田市

豊田市の再生利用指定の事例では、建設汚泥の発生工事と利用工事が同一発注者(土地区画整理組合)で、この発注者が申請し宅地造成資材として活用している。また、公共工事で発生した建設汚泥を利用工事発注者が鉱山跡地の土地造成資材として活用しているが土壤汚染等の問題はないとしている。

表 3-22 <豊田市の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.3	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	官	掘削(以前農地に利用していた「キラ汚泥」のみ)	豊田市(豊田浄水特定土地区画整理組合)	官	豊田市浄水町地内の豊田浄水特定土地区画整理事業の宅地造成の埋戻し土として使用	その他①	再生利用者:豊田浄水特定土地区画整理組合	2ヶ月
H16.3	国・県等公共団体	官	シールド工事ほか	田畑財産管理組合	民	土地造成用資材として利用	1-②	収集運搬:産業廃棄物処理業者 再生利用者:田畑財産管理組合	2ヶ月

⑧さいたま市

さいたま市の再生利用指定の事例では、公共工事で発生した建設汚泥を申請者である発注者が民間工事(独立行政法人都市再生機構)の宅地造成に活用しているが、利用上の不具合は発生していない。指定を受けた者は申請者をはじめ、元請業者から利用工事の施工事業者まで関係するすべての事業者である。

表 3-23 <さいたま市の事例>

指定年月	発生工事			利用工事			指定パターン	指定を受けた者	手続き期間
	発注者	官民別	汚泥発生工法	発注者	官民別	処理物の利用用途			
H16.11	さいたま市北部建設事務所	官工事	泥土圧シールド工法	独立行政法人都市再生機構	民工事	宅地造成	パターン2	申請者である発生工事の発注者をはじめ、元請業者から利用工事の施工事業者まで関係するすべての事業者(業許	65日

## 第4章 調査結果のまとめ

### 1) 再生利用指定制度の活用状況

過去5年間に再生利用指定制度の指定を行った自治体は、18都道県14市の計32自治体。うち、建設汚泥について、再生利用指定制度の指定を行った自治体は、9都道県4市の計13自治体であった。

過去5年間に再生利用指定制度の指定を行っていない自治体は、71で全都道府県・政令市の69%を占める。

### 2) 再生利用指定制度を活用していない自治体の状況

アンケートの結果、再生利用指定制度を活用していない71自治体におけるその理由として、事業者からの相談がないとするところが25自治体、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得するよう指導しているが12自治体。相談がない理由としては、小規模工事しかないという理由をあげているところが多い。

また、建設汚泥に関して再生利用指定制度を活用していない理由として、処理物の品質に対する危惧や廃棄物混入等の不適切な処理に対する危惧、審査体制が未整備といったことをあげた自治体が多かった。

### 3) 建設汚泥に関する再生利用指定制度を積極的に活用している自治体の特徴

建設汚泥に係る再生利用指定制度を積極的に活用している自治体は、主に公共工事を対象とし、工事発注前に建設汚泥発生工事と利用工事との調整や指定制度の活用を特記仕様書に明記するなど、ほとんどで建設部局側が利用工事の確保や調整を行い、利用の確実性を担保している。

また、山口県の例のように、小規模工事でも建設部局が主導して指定を積極的に行っている自治体もある。さらに、建設部局担当経験者により、指定に関する審査がスムーズに行われている例もある。

なお、自治体へのアンケート結果では、過去3年間に建設汚泥について再生利用指定制度による指定を行った10自治体のうち9自治体は今後も公共工事を主とするなどして建設汚泥の指定を行っていく旨の回答をしている。

### 4) 再生利用指定制度の活用促進に関する課題

再生利用指定制度を活用していない理由と活用促進に関する課題について主なものを列挙すると次のとおり。

#### ①制度が利用されない主な理由

(自治体；アンケート回答結果より)

- ・ 小規模工事が多い等のことから同制度活用に関する相談がそもそも少ない。
- ・ 相談に来る事業者へ廃棄物処理法に基づく業の許可を取るよう指導している。

- ・ 再生利用指定に関する審査体制が未整備。  
(事業者；ヒアリング結果より)
- ・ 施工業者は基本的に発注者の意向に沿って工事を実施するため、施工業者に相当の経済的なメリットがない限り、自らの意志で建設汚泥の再利用を行うことは考えにくい。

## ②自治体における制度運用面の課題

(アンケート結果及び補足ヒアリング結果より)

- ・ 建設汚泥処理物の利用工事側での利用基準への適合等の品質確保
- ・ 廃棄物混入抑止等の適正処理の確保
- ・ 書類等の事務手続きを効率的に進めるためのしくみの構築
- ・ 適切な指定対象（範囲）の設定
- ・ 処分業としての事業と個別指定の事業の明確な区分と管理
- ・ 建設汚泥処理物の受け皿の確保（需要拡大）

## 5) 再生利用指定制度の活用促進について

建設汚泥の再利用にあたっては、処理物の品質や廃棄物の混入等の不適切な処理に対する危惧が大きいなかで、再生利用指定制度は、建設汚泥処理物の適正な利用の促進に結びつくものであり、適用がしやすい公共工事等で同制度が活用され、建設汚泥の適切な再利用が進むことへの期待は大きい。自治体において同制度の活用を促進するための具体的方策としては、積極的に活用している自治体の例から次のようなことがあげられる。

- ・ 自治体の工事発注部局と廃棄物部局の事前調整による個別指定制度の活用を前提とした工事発注の実施。
- ・ 建設部局による建設汚泥処理物の受入品質基準への適合確認、現場管理の実施等、適切な利用の担保。
- ・ 個別指定制度の担当者に建設部局担当経験者を登用することにより技術面の審査を迅速に行うなど、指定の認定までの期間短縮。
- ・ 公共工事での事例蓄積等に基づく公益工事、民間工事への適用拡大。